

令和5年第6回駒ヶ根市議会定例会議事日程（第2号）

令和5年12月11日（月曜日）

午前10時00分 開 議

第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
氣賀澤 葉 子	<ol style="list-style-type: none"> 1 これからの農業を考える「地域計画」が実効性あるものになるには 2 駒ヶ根市の林業の実態及び課題解決への取組は 3 公共施設を、市民がより利用しやすくするには 4 地域定着奨学生支援事業について
今 堀 雷 三	<ol style="list-style-type: none"> 1 養命酒製造（株）駒ヶ根工場周辺の整備について 2 駒ヶ根市の除雪・融雪事業について 3 駒ヶ根市が実施する各種助成事業について
中 山 万 宝	<ol style="list-style-type: none"> 1 市南地区開発について（福岡・南割・市場割・上赤須の地区） 2 観光環境整備について 3 障がいのある方の在宅介護の状況について
中 島 和 彦	<ol style="list-style-type: none"> 1 インボイス制度導入にあたっての諸対応について 2 より効率の良い水道事業等について 3 自治会役員のなり手不足解消策について
竹 村 知 子	<ol style="list-style-type: none"> 1 物価高騰対策に重点支援地方交付金の活用は 2 女性・若者に選ばれる地域へ向けての住環境と子育て支援策は 3 自治組織の在り方、役割、今後デジタル化推進の考えは 4 観光のインバウンドへの取り組みの現状と課題は 5 带状疱疹予防ワクチン接種の費用助成は
竹 村 誉	<ol style="list-style-type: none"> 1 伊藤市長の、市長選2期目にいどむ政治姿勢を問う 2 加齢性難聴者への補聴器補助の実現は 3 奨学金制度を実行する考えは

出席議員（14名）

1番	竹上陽子	2番	小林敏夫
3番	今堀雷三	4番	(欠員)
5番	小原晃一	6番	池田幸代
7番	中島和彦	8番	押田慶一
9番	藤井邦彦	10番	竹村 誉
11番	氣賀澤葉子	12番	中山万宝
13番	竹村知子	14番	宮下 稔
15番	小原茂幸		

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市 長	伊藤祐三	副 市 長	小平 操
教 育 長	本多俊夫	総 務 部 長	吉澤一義
教 育 次 長	北澤英二	企画振興課長	久保田 浩人
総 務 課 長	竹村正宣	財 政 課 長	福澤 修
民 生 部 長	中村竜一	産 業 部 長	小澤一芳
建 設 部 長	小林 哲		

事務局職員出席者

局 長	下平和弘
次 長	車田庄治
係 長	春日隆志

本日の会議に付議した事件

議事日程（第2号）記載のとおり

午前10時00分 開議

○局長（下平 和弘君） 御起立をお願いします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議長（小原 茂幸君） おはようございます。（一同「おはようございます」）

これより本日の会議を開きます。

議員定数15名、欠員1名、ただいまの出席議員数14名、定足数に達しております。

日程はタブレットに配付してあります。

日程に従い会議を進行いたします。

日程第1 これより一般質問を行います。

順次発言を許可します。

発言順位1番 氣賀澤葉子議員。

〔11番 氣賀澤葉子君 登壇〕

○11番（氣賀澤葉子君） 皆様、おはようございます。（一同「おはようございます」）

もう早いもので師走を迎え、12月の定例議会一般質問のトップバッターとなりました明鏡会、議席番号11番 氣賀澤葉子です。3期目ともなりますと、かつてトップバッターだったこともあったかなと思いますけれども、新鮮な気持ちで今日も質問していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今日は、大きくは、農業、林業、公共施設の利用、そして奨学金の返済をしている学生の支援についての4点を質問いたします。

それでは早速始めてまいります。

1番、1つ目です。「これからの農業を考える「地域計画」が実効性あるものになるには」という質問です。

我が国の農業を取り巻く環境は、皆様も御存じのように、農業従事者の高齢化や人口減少の本格化による担い手不足、異常気象による収入の不安定化などの課題を抱え、農業振興の解決策が十分図られないまま現在に至っています。

国でも農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律を令和4年に施行しました。それによって、各自治体は地域における農業の将来の在り方などについて協議の場を設け、その結果を踏まえて地域計画を令和7年3月までに策定することになりました。あと1年ちょっととなります。

地域計画とは、地域が目指すべき10年後を見据えた将来の農地利用の姿を明確にするものであり、農業上利用していく土地と、従来の手法では維持が困難な農地、すなわち粗放的管理をする土地に区分し、前者の農業上利用する土地についてのみ地域計画を策定していくものです。当市の場合は市内の5地区ごとに策定することとで、5地区とは上在、下在、下平、東伊那、中沢です。

地域計画の策定に当たっては農業上利用する土地について目標地図を作成することになっており、まずは個人農家の意向調査が行われました。私の周りでも意向調査について少しずつ話が出始めています。

その上、水田活用の直接支払交付金の補助金政策見直しなどにより、これまで減反政策の一環として水田では

なく別の作物に転作してソバ、麦、野菜などを作っていた農地は、1か月間水張りができなければ水田として認められなくなり、交付金が支給されなくなるということです。現在の農産物の販売価格ではなかなか利益が上がらないため、農事組合法人としては赤字経営になってしまう状況が懸念されます。

私の家にも農地があります。農事組合法人下在南部生産組合に委託して、お願いしています。現在畑になっている土地に今から水張りをするのは難しいだろうと言われていました。

同じような方はほかにもいます。そうすると、法人としてはこれまでのように農地として管理するのは難しくなり、地権者に土地を返さざるを得ないかなという声も聞いております。

個人農家といってもある程度の規模で経営されている場合だけではありません。自分の家などで消費する米の分はほかの職業につきながらも水田を作っている場合、また農地は持っていて自分では耕作しておらず個人の方や地元の農事組合法人に委託している場合、独り暮らしの高齢者で後継者もなく10年後はどうなるか不安な場合などがあります。

減反政策として畑地にしたのではなく、水田としてこれまで耕作していた土地についても、担い手不足で継続することが困難な場合もあります。

我が家の周辺は駒ヶ根ハーフマラソンのコースになっており、田園が広がり2つのアルプスが見える風光明媚な土地ですが、もしかしたら数年後には耕作放棄地があちこちでできていってもおかしくない状況になってしまうかもしれません。

第5次総合計画に示されているように、地域の農業を守り、次の世代に継承していけるようにするためには、地区ごとに様々な特色はあるにせよ、農事組合法人があり農地が維持されている今がチャンスではないでしょうか。最後のチャンスかもしれません。

地域計画策定を当市の農業を考えるチャンスと捉えて進めていくことが望ましいと考え、現在までの進捗状況と課題について、まずは壇上からの質問といたします。

〔11番 氣賀澤葉子君 降壇・質問席へ移動〕

〔市長 伊藤祐三君 登壇〕

○市長（伊藤 祐三君） おはようございます。（一同「おはようございます」）

本日から2日間、よろしく願いいたします。

それでは氣賀澤議員の御質問にお答えをいたします。

まず地域計画の策定に向けました進捗状況であります。

策定のスケジュールにつきましては、6月の市議会全員協議会でお示しをいたしました。そのスケジュールに沿いまして、9月下旬、農地所有者や経営者の皆さんに農業経営、農地利用に関する意向調査を行っております。現在、この調査結果を反映いたしました目標地図の素案づくりを行っております。来年1月の末頃までには完成をさせたいと考えております。

この素案を基に、来年2月頃から駒ヶ根市営農センター関係者や農業委員会の委員の方々と集落単位で説明会を実施していく予定であります。ここで出ました意見を集約し、必要に応じまして、再度、説明も行うことを計画しております。

次に策定に向けた課題であります。

遊休農地や受け手のいない農地をどう利用していくかが挙げられます。これは地域計画の最も重要なポイントであり、各地区の話合いの中で受け手の掘り起こしや利用方法など農地の有効利用につきまして検討する必要があると考えております。

地域ごとに認定農業者や法人、規模拡大を希望される農業者などが話合い、誰がどの農地を耕作できるのか、どんな作物を栽培するのか、受け手や利用方法について検討を重ね、課題の解決を図っていくこととなります。

地域計画は、地域の方々に知恵を出し合いつつ、その時点で考え得る将来の農地利用の姿を反映し、令和7年3月末までに策定することとしております。

策定後は、地域における農用地の効率的かつ総合的な利用の実現に向けて計画を実行してまいります。

〔市長 伊藤祐三君 降壇〕

〔11番 氣賀澤葉子君 起立〕

〇11 番（氣賀澤葉子君） 答弁いただきました。

確かに議会にもスケジュールについては説明があり、私もそういうふうに進んでいるのだろうと思っていたのですが、やはり自分のこととなってみると、いろいろな課題があり、もっともっと皆さんで協議したり、本当にどうしていったらいいか考えたりしなきゃいけない時期に来ているんだなというのを改めて感じています。それを踏まえ、次の質問です。

駒ヶ根市農地等利用最適化促進施策に関する意見書が駒ヶ根市農業委員会から伊藤市長宛てに提出され、議会にもその意見書が配られました。

幾つかの要望がある中で、地域計画の策定に当たっての部分はそのとおりだと思い、引用させていただき質問とします。

先ほど課題ということで市長からもいろいろありましたけれども、計画の策定作業は農家への農業経営、農地利用の意向調査、調査結果を基にした目標地区の素案作成、地区の協議の取りまとめ、協議内容の計画及び目標地区への反映など多岐にわたり、膨大な事務量が想定されます。地域、個人ごとに認識や関心に差がある中で、計画は一定レベルに到達する必要があると思っています。各地区の営農組合任せにならないようにするには駒ヶ根市地域計画推進部門を市役所内に設置してはどうかとの提案でした。

現体制の事務局だけで実のあるものにできるとは思えません。各地区に任せることなく、全体的な視野で実施できる推進部門の設置をする考えはあるのか、まず質問いたします。

また、現在、駒ヶ根市には農事組合法人があり、地区ごとに特色ある取組がなされています。しかし、役員や構成員の高齢化等により、将来にわたって継続できるのかどうか危惧される面もあります。5年後には、もしかして解散している法人もあるかもしれません。統合できるところはするとか、または全体として一つにまとめていく、これは結構難しい方向でもありますが、全くない話ではないのではないのでしょうか。

若手農業者を増やす方策や米、ソバ、麦に取り組む人をどうやったら確保できるのかななどの支援策も含めて具体的に考えるときに来ていると思いますが、農事組合法人を今後どうしていこうとしているのか、具体的に質問いたします。

〔11番 氣賀澤葉子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市 長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

まず、地域計画の策定に向けた人員体制、また推進部門の設置についてであります。

策定に向けましては、御指摘のように、意向調査の実施や目標地図の素案作成、協議の取りまとめなど、膨大な事務量が想定されております。ただ、現体制で対応は可能であると考えております。遅れが生じないよう取り組んでまいります。

また、地域計画は、御指摘されましたように市内5地区の営農組合単位で策定をいたします。

御承知のとおり、5地区それぞれに特性がございます。こうした地域性を踏まえた上で、地区ごとに内容に差が生じることなく、ある程度均一化するよう、調整も必要だと考えております。そのため、5地区それぞれの特性に精通された市、県、JA、地区営農組合、地域の農事組合法人を含む認定農業者などの関係機関からなります駒ヶ根市営農センターと農業委員会の皆さんが一体となって調整を図ってまいります。

また、計画の策定後は、進捗管理や見直しも行い、実現に努めていくこととなります。こうした取組につきましても駒ヶ根市営農センターで推進を図ってまいります。

次に農事組合法人についてであります。

市内には現在10の集落営農法人がございます。

平成23年から29年にかけて各地区的農業組織が法人組織へ移行され、地域農業の発展と農地の維持を図るために努力をされておられます。兼業農家を中心に集落、地区の農家が構成員となり、農地、労働力、機械設備等の共同利用によりまして作業の受委託、農業生産、販売などを行う経営体となっております。

各法人の構成人数はそれぞれであります。夏、秋のソバや六条大麦、業務用野菜のキャベツ、ゴマ、二条大麦など、様々な作物を栽培しておられます。

ただ、法人が組織され10年以上が経過しておりまして、設立当時と社会環境は大きく変わっております。構成員の高齢化、若手の不足といった労働力の確保の課題も抱えております。

麦、ソバ、大豆などへの国の交付金が削減される中で、収益を上げる作物へ転換することも求められております。

また、この10月から始まりました消費税インボイス制度も負担となることが懸念されております。

こうした状況を踏まえまして、駒ヶ根市としましては、農林水産省の職員の方と市内の農事組合法人との定期的な懇談会に毎年参加しておりまして、課題について意見交換を重ねてきております。今後の在り方についても検討をしております。

今年も11月に懇談を行い、御指導を受けました。年明けには市内の各法人の関係者が集まり意見交換会をすることを決めておりまして、現在その調整を進めております。

市としましては、県やJAなど関係組織と一緒に、時々の農業情勢に対応できるよう、栽培品目の研究や農事組合法人の課題解決の検討を進め、集落営農法人の活性化を図ってまいりたいと考えております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔11番 氣賀澤葉子君 起立〕

○11番（氣賀澤葉子君） 今の体制でっていう答弁でしたので、やあ、ちょっとそれで本当に大丈夫かなと思っておりますが、ぜひ地域計画策定に当たっては職員の皆さんがオーバーワークにならないように、そして協議

内容が実のあるものになるようにやっていっていただきたいと、もうそういうふうに願っています。

私自身のお話もしましたが、恐らく皆さんが思っているよりもうちょっと早くだんだんだんだん農地が放棄されていくこともあるんじゃないかと心配していますので、設置しないのであれば、ぜひ実りのある話をさせていただきたいと思います。

それで、11月に懇談が行われたことについては、私は参加したわけではありませんが参加された方からお話を聞きました。意見交換会は確かに毎年行っていると思いますが、もっと具体的に先に進むような協議が地区ごとになされる、ぜひそれを市がきちんと後押ししていただきたいって本当に思っていますので、そこは要望としてお伝えしておきます。

では次の質問に移ります。

林業の実態及び課題解決への取組ということですか。

駒ヶ根市の森林は市の総面積の実に75%を占め、その管理、保全の必要性は駒ヶ根市第5次総合計画でも「施策4-1-4 多面的機能を発揮して暮らしを守る森林づくり」として挙げられ、取組の方向では、森林経営計画に基づく森林整備を進め、多面的活用では地域産の木材を公共建築へ利用することを進めペレット燃料、まきといった木質バイオマスの利用を促すとあります。本当にこのとおりだと思っております。

保育園、幼稚園の統廃合、それから園舎の建て替えなどにつきましては、いろいろな公共施設の長寿命化計画の中にも入っております。それで、今後はその建て替えをしていくことになると思われませんが、園舎には地域産材をぜひ使ってほしいと私は思っています。そうするには今からの整備が必要になると思います。

地元の木を使うことで、子どもたちには有形、無形の財産となりますし、持続可能な社会の実現も可能になると思っています。

当市の林業振興において地域産材の公共建築への利用を進めるに当たり、市が把握している林業事業者及びその現状について、まず質問します。

続けて、持続可能な森林づくりには50年後100年後を見据えた森林のビジョンが必要で、そのビジョンをつくっている自治体もこの頃は出始めています。そのための森林整備の必要性について質問します。

県での取組ですけれども、2022年度から始まった県民参加型予算の事業で地域振興局ごとにテーマを設定して募集しています。

例えば2024年度——来年度の募集テーマは、上田地域振興局は「ワインを活かした観光地域づくりについて」となっているのに対し、上伊那地域振興局は「カラマツ・アカマツをはじめとした上伊那地域産材の利活用促進について」というテーマでした。それぞれの地域色が出ていると思われれます。

現在どの事業を採用するか審査中だそうですが、3団体が応募、提案をしたということで、その3団体は上伊那森林組合、伊那市のグループ「森の営業 めつつあ」、辰野町のさわそこ里山資源を活用する会だそうです。

地域産材の利活用による森林資源の循環は、将来にわたる持続的な木材の供給だけでなく、木の成長に伴う二酸化炭素の吸着、固定が行われることで脱炭素社会の実現にも資するものだと考えます。

県では森林、林業、木工に関する教育機関、試験・研究機関の集積を生かした木曾谷・伊那谷フォレストバレーの形成を進めているということですので、上伊那地域では森林資源の活用に向けた機運を高めようと、今はそうしていると思います。

この機に当市でも活発に取り組んではどうかと考え、森林整備の必要性の考えについて質問します。

もう一つの質問は市の補助制度についてです。

東伊那財産区では今年から管理する山林の間伐材をまきにして販売し始めたことを知りました。昨年、まきストープの利用者に好評で反響があったということから、今年は新たにまき割り機を購入して販売準備を進めたとのことでした。私もちょっと見学に行ってきたんですけども、年々まきの需要は拡大しており、販売が軌道に乗れば大きな収入源になり、地元の発展につながると思われまます。ぜひ期待したいものです。

また、伊那市では林業機械整備事業補助金交付要綱によりチェーンソーやまき割り機の導入に対して補助を行っているということです。

また、県外に目を向けると、例えば和歌山県田辺市では、木材生産基盤の強化及び経営の安定化を図るためエネルギー効率及び生産効率等に優れた省力化機械への転換、導入を行う林業事業者に対して補助を行っていますし、県補助金交付要綱に規定する燃費効率及び生産力の向上のための林業機械導入経費の補助を市で行っています。

また、岡山県新見市ですが、森林保育支援事業補助金交付要綱の下、国庫補助金を受けて下刈りを実施している市内の山林を**対象**として6年生～10年生の下刈りに市として補助金を出しているというようなことで、少しずつ少しずつ林業振興に向けた取組が活発になっています。

当市としては林業者の活性化を図るための補助金創設についてどのように考えているか質問します。

少し長くなりましたが、当市の林業事業者及びその現状について、森林整備の必要性並びに補助金創設について質問いたします。

〔11番 氣賀澤葉子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

まず林業事業者の現状であります。

市で把握できるものとしたしましては、公共事業登録者というのがございまして、森林整備の項目では競争入札参加資格者として登録された事業者は15社ございます。この中には林業以外の複数の事業を実施している建設事業者等も含まれております。

次に、こうした小規模事業者の一般的な課題としたしましては、人手不足や林業機械の導入等に必要な資金の確保などが挙げられると考えております。

また、山林の所有者が抱える課題としたしましては、後継者がいないことや、境界や自己の所有する林、森林が不明であること、また木材価格の低迷によって山林での作業が行われず荒廃が進んでしまうといったことがあると認識をしております。

次に今後の森林ビジョンであります。

50年後などを見据えました森林整備につきましては、山林の持つ多面的機能を将来にわたって有効に発揮させるために必要であると認識をしております。駒ヶ根市森林整備計画や森林経営管理制度実施方針に基づいて進めております。

現在、中沢区の上坂平地区では森林整備意向調査を実施しております。今後の森林整備に向けた取組を行って

いるところであります。

また、林業活性化に結びつく取組の一つとして、御指摘のような地元産材の活用も有効だと考えます。

駒ヶ根市木材利用推進方針では「市が実施する公共施設の整備及び公共土木工事等の実施にあたっては可能な限り県産材を利用することに努める。」としております。

赤穂公民館の建設の際には県産材を活用した実績もあります。

最後にチェーンソー等への補助金であります。現在、市ではこうした制度はございません。

今後、地域の皆さんに必要などうかを見極めまして検討をしてみたいと考えます。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔11番 氣賀澤葉子君 起立〕

〇11 番(氣賀澤葉子君) 先ほどの質問よりも何か少し、ああそうなんだなって、いい意味で思いました。

赤穂公民館の例もありましたけれども、やはり、ぜひ公共建築には地域の材木を使うっていうようなこと、そういうようなことを念頭に、また今後50年のビジョンを持って、やはり林業を今後は活性化していく、上伊那地域でもいろいろな取組がなされていますので、ぜひ一緒にそういうのを考えていく、小さな事業体であっても一緒にやっていく、考えていく、支援していくっていうことが必要かと思えます。

チェーンソーなどのことについては、また皆さんに意向を聞いて考えていくということですので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

これは松くい虫対策についてです。議会の質問でも何度か取り上げられていますが、今回は当市の松くい虫の被害状況と地元との協議の在り方について質問していきます。

10月28日付の長野日報に南箕輪村の大芝高原で松くい虫の被害が進みアカマツ1万本を伐採して樹種転換を図るという記事が掲載されました。

大芝高原は、手軽に森林浴を楽しめる場所として多くの人に親しまれている一方、2017年度に確認されて以降、松くい虫によるアカマツの松枯れは急速に進行しているとのこと。2020年に策定した大芝村有林整備基本計画では「今後10年間で壊滅的な状況になる可能性は否定できない。」と指摘しています。健全なうちに伐採して利活用を図り、樹種転換で森林を再整備していく方針というのを示しました。大胆な方向転換かなと思われま。

実施に当たっては、村民2,500人にアンケートを取って新たな森林づくりに求めていることを調査し、基礎資料としていくということも同時に考えているそうです。それで、現状と課題を整理しながら樹種転換のイメージ、ゾーニングや事業内容の検討を行っていく方針だそうです。具体的な検討は、大芝高原森林づくり協議会を設置し、これは有識者、森林関係者、公募委員など16人で構成された村民主体の協議会で、地域の合意形成を図りながら進めていくとのことでした。

それで、最近では花粉症対策や手を加えなくても自生していける山を目指すために樹種転換はいいんじゃないかっていうようなことも言われ始めています。

駒ヶ根市におけるアカマツの松くい虫食い被害の現状はここまで行っていないとは思いますが、その現状と樹種転換のイメージやゾーニングを検討するっていうのもありかなと思っていますので、将来の計画についての地元との協議の進め方はどうしていくのか質問いたします。

〔11番 氣賀澤葉子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

現在、上伊那の松くい虫被害は微増傾向であります。

駒ヶ根市では、枯損木の伐倒駆除、東伊那区の一部での薬剤空中散布の実施、樹幹注入剤の購入補助といった取組を進めております。こうした事業は駒ヶ根市松くい虫対策協議会で承認をいただいた上で実施をしております。

協議の対象とする計画につきましては、地元の区等とも慎重に調整を進めております。特に薬剤散布につきましては地元自治組織の合意が必要でありますので、計画策定に当たっては丁寧に協議を重ねてまいりました。リスクコミュニケーション事業として勉強会を3回行い、関係者による懇談会、現地確認等も何度も実施しております。

議員から樹種転換を含めた対応との御提案をいただきました。

樹種転換は広い範囲にわたって対象地域を設定する必要がありますが、多くの地権者の皆さんの意向をまとめることはなりません。竜東地区では特用林産物でありますマツタケ等のキノコ類の産地であります。こうした地域の皆さんの御意向をまずは尊重して判断していく必要があります。

また、樹種転換を効果のあるものとするためには、その奥行きを林縁部から2km程度確保していく必要があります。これを駒ヶ根市の山域に当てはめると市町村境を越えるケースが出てくることも想定をされまして、現実的にはなかなか難しいと考えております。

したがって、駒ヶ根市の松くい虫対策につきましては、今後もこれまでの対策を中心といたしまして、被害状況に応じて方法を工夫し、対応してまいりたいと考えております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔11番 氣賀澤葉子君 起立〕

○11番（氣賀澤葉子君） 前にも質問しましたので、まあそういう方向なんだなっていうのは分かりました。

ただ、今、上伊那地区では微増ということですので、その点はしっかり調査なりしていただき、急に増えるっていうことがもし起きた場合にはどうやって対処していくかっていうことについては平時から考えておいていただき、本当にきちんとした形で協議会を設けて皆さんが納得する形のゾーニングとか樹種転換をしていただけるよう、今から要望しておきます。

次の質問、3つ目の質問に移ります。

「公共施設を、市民がより利用しやすくするには」という観点の質問です。

公共施設といいますといろいろなものがありますが、私が今回質問しているのはちょっと結構狭い範囲での公共施設になりますが、市民の方が利用する公共施設だと思っていただきたいと思います。

公共施設は市民にとって大切な財産だと思っています。皆さんの税金で建てた市民の財産だと思っています。市民が各施設を利用することで豊かな暮らしを日々営んでいくことができると思います。

行政として公共施設の維持管理を進め、市民が長く使えるように計画を策定して取り組んでいるのは私も知っ

ています。

ただし、利用者が増えるためには、公共施設の具体的な利用方法に工夫が必要なものもあると思われます。

例えば公共施設の中でも博物館及びスポーツ施設において目的外となるイベントなどの使用の申請があったときには可能な範囲でそれぞれの施設を貸し出せるようにしていこうという考えはあるのかどうか、まず質問いたします。

〔11番 氣賀澤葉子君 着席〕

〔教育長 本多俊夫君 起立〕

○教育長（本多 俊夫君） 御存じのように、市立博物館は館主催の企画展示や収蔵品の展示公開等を実施したり、芸術文化や地域の歴史及び文化財の保護、保全の重要性を周知したりする活動を中心に行っております。

また、共催事業としまして市民の皆さんの芸術・文化活動や中高生の創作活動を応援するために展示室や展示ロビーを発表の場として提供してございまして、年間を通じてほぼ空きがない状況というのが現状でございます。

一方で、スポーツ施設につきましては、駒ヶ根市体育施設条例というものがございまして、基本的に競技種目の練習等に使用しております。

ただし、その3条には「教育委員会において必要と認めた場合には他の目的に利用することができる。」と、そういう規定がございます。目的外の利用につきましては相談があれば、協議をしまして、通常目的の利用者への配慮とか施設の機能に悪影響のないよう条件等を付して利用してきたと、そういう経過もございます。

博物館やスポーツ施設などの公共施設は、基本的には利用目的に沿った使用することが前提となっております。

いずれにしましても、目的外使用については、その用途または目的を妨げない限度におきまして使用を許可することになりますので、ぜひ個別に御相談をしていただければと、そういうふうに思っております。

〔教育長 本多俊夫君 着席〕

〔11番 氣賀澤葉子君 起立〕

○11番（氣賀澤葉子君） 目的での使用が望ましいということだったかなと思いました。

でも、建物というのは本当にいろんな利用ができるって市民の方が思っているとしたら、もっともっと利用してもいいんじゃないかと私は思って質問しました。

目的に沿った利用が望ましいんだけど、目的外の使用であっても条件つきで可能ですよという答弁だったと思います。ですので、これから皆さんが活気のある中でいろいろなイベントとかをしたいときは、またぜひ御相談に乗っていただきたいと、そういうふうに思っています。

次に公民館についての質問をいたします。

新しい公民館は、これまで利用していた方はもちろん、移住されてきた方にとっても何か人とつながりたいとかいうときにはまず公民館に行ってみたりする、そういう期待は大きなものがあります。これまでの趣味を生かした活動をしたい、誰かとつながりたいと、きっと移住されてきた方も思っておられると思います。

ところが、いざ利用しようとするとは簡単には進まない場面が出てきます。私の経験では、登録団体にならないで利用しようとする会議室を借りるのにかなり金額が高くなったり、毎月の集会のたびにあちこち探してほかの施設を借りたりしていたということもあります。それで、登録団体の制度を知り、登録団体になって、減免をはじめ様々な場面で利用しやすくなりました。

移住されてきた方や転勤族の方にはほかの自治体での施設利用の経験もあるので、利用者の要望は様々に来ると思います。定められた使い方とは異なり、戸惑うこともあると思います。

登録団体と聞くとハードルが高そうですが、その点はのでしょうか。登録団体になるのに必要なことはどんなことか、改めて市民の皆さんに知っていただくためにも質問し、そこと違うようなことを言ってきたときには、また相談に乗っていただきたいと思います。

しかし、登録団体になっても、いや使いにくいんだよねっていう声がちょっと聞こえてきます。

令和3年4月から赤穂公民館文化団体協議会と駒ヶ根市勤労青少年ホーム・駒ヶ根女性ふれあい館利用者の会が合流して駒ヶ根文化サークル協会となりました。

公共施設は市民の方が快く利用できることこそ大切だと思っています。

今年度末には新しい仕組みとなって3年が経過いたします。使いにくい点、もう細かいこと、それから要望なんかがあると思いますけれども、改善が必要と思われる事柄については、例えばアンケートを取る、または聞き取りをするなどして解決策を図ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

以上2点、質問します。

〔11番 氣賀澤葉子君 着席〕

〔教育長 本多俊夫君 起立〕

○教育長（本多 俊夫君） お答えします。

公民館は、文化芸術、地域づくりなど多様な活動を通じて市民の皆さんの交流を促進し、市民や地域の活力を創出する施設というふうになっております。

御存じのことと思いますが、赤穂公民館には生涯学習及び文化活動を推進するための組織として108の団体からなる駒ヶ根文化サークル協会というものがございまして、先ほど御指摘のように施設使用料等を減免しております。減免のためのサークル協会ではございません。

駒ヶ根文化サークル協会の加盟団体の規程はたくさんございますが、その中でも学術、文化の向上を目的として定期的、継続的に活動が行われていること、5人以上の会員で半数以上が駒ヶ根市に住所を有していること、営利目的の団体ではないこと、本会の文化祭等の事業活動に協力いただけること等々、規程の基準がございます。これはどこでも同じかと思います。

申請後は年4回ある駒ヶ根文化サークル協会の理事会において承認されることとなっております。

御指摘のように、使いにくい点や要望等につきましては、主に窓口へのお申出により対応してまいりました。

今後も各団体の代表者が出席して年4回開催される駒ヶ根文化サークル協会の代表者会で御意見や要望等をお聞きする場をつくりまして、改善できるところは改善して、御利用いただきやすい公民館になるように運営してまいりたいと思います。

また、利用内容や時間帯、利用料等々によって公民館の利用が難しい、なかなかできないじゃないかというような場合には、他の公共施設を——今までもそうですが——紹介するなどして利用者に寄り添った窓口対応ができるように今後も努めてまいりたいと思います。

〔教育長 本多俊夫君 着席〕

〔11番 氣賀澤葉子君 起立〕

○11 番（氣賀澤葉子君） 今、教育長の答弁をお聞きしていて、ぜひそれを実行していただきたいと思いましたが。よりよい公民館になるように期待しております。

次の質問に移ります。

4番目になります、4つ目になりますが、「地域定着奨学生支援事業について」です。

駒ヶ根市には、若者の市内への移住・定住を促し地域への定着を図るため、上伊那圏域の企業や事業所に就職した若者の奨学金等の返還経費の一部を補助する事業として地域定着奨学生支援事業があります。補助額は前年度に返還した奨学金の2分の1以内で上限は年5万円、5年間となっています。

若者が地元に戻って就職するかどうか迷っているときに一つの支援になるとは思いますが、金額や興味を引くような説明もなく、地元には戻らないことにしたという声を聞きました。

これまでの利用状況がどんなものだったのかについて、まずは質問いたします。

次に伊那市との比較ですけれども、伊那市でこの辺を始めたと聞きました。伊那市では順調に利用者があるというふうに聞きます。補助額も3分の2で上限は年12万円、奨学金の返還を支援します、最大5年間で60万円の補助が受けられますとのキャッチコピーのチラシもありました。伊那市では交付初年度は12人だったそうですが今年度は69人に交付するとのことで、順調に推移しているようです。

当市の財政状況もあり、両市を比べるとちょっと差がつかますが、それでも周知するための努力と丁寧な説明をしようという取組は必要だと思います。

伊那市では就職説明会で就活生に制度を説明したりし、学生や事業所へのPRに結構力を入れているとのこと。

事業内容の再検討も含め、今後、周知及び丁寧な説明をしていくことについてどう考えているのか質問いたします。

〔11番 氣賀澤葉子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

地域奨学生支援事業の利用状況であります。

令和2年度は4件、3年度は7件、4年度は15件であります。5年度も15件の申請が来ております。

この事業は30歳以下の若い方を対象に、御紹介いただきましたように、5万円を上限といたしまして1年間に返金した金額の2分の1、最大で5年間、計25万円を補助するものであります。

令和元年度に施行をいたしておりますが、制度設計をした平成30年当時、日本奨学生支援機構における年間の返還額は11万円～12万円の方が多ということでございましたので、おおむねその2分の1を補助するということで設計をしたと伺っております。

ただ、事業開始から来年度で5年を経過いたします。これまでの申請状況等を検証いたしまして、御指摘のような他の市町村の状況、そして何より財源を検討いたしまして、在り方について検討してまいりたいと考えております。

また、周知につきましては、市報等で行っておりますが、さらに方法を工夫いたしまして必要とされる方に届くよう努めてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔11番 氣賀澤葉子君 起立〕

○11番（氣賀澤葉子君） 市長の今の答弁は頼もしく感じましたので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

これにて私の一般質問を終わりといたします。

〔11番 氣賀澤葉子君 着席〕

○議 長（小原 茂幸君） これにて氣賀澤葉子議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩といたします。再開は午前11時といたします。

休憩。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議 長（小原 茂幸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

発言順位2番、今堀雷三議員。

〔3番 今堀雷三君 登壇〕

○3番（今堀 雷三君） 皆さん、こんにちは。（一同「こんにちは」）

一般質問で初めて初日の2番手という早い時間になりました。これがいいのか悪いのか分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、先週の金曜日ですが、私は伊藤市長、小原議長とともに駒ヶ根高原スキー場の今年度の安全祈願祭へ参列し、玉串をささげてまいりました。なぜ私が招待されたかということ、私は9月定例会の一般質問で駒ヶ根高原スキー場の件を質問しましたが、それを見聞きした支配人が喜んでくれて、先方からSNSを通じて連絡がございました。一般質問を含め、本当によく見られているなど改めて感じましたし、これらもそういったことを意識して発言、行動をしてまいりたいと思った次第です。

それでは最初の質問をさせていただきます。

最初は「養命酒製造（株）駒ヶ根工場周辺の整備について」です。

福岡区の大徳原にございます養命酒製造株式会社駒ヶ根工場では会社創立100周年を機に体験型施設くらすわの森を現在建設中でありまして、2024年秋の開業と告知しています。総工費40億5,000万円をかけ、コロナ禍でかなり落ち込んだらしいですが、それでも現在の来場者数10万人に対しまして3倍の30万人、将来的には100万人の来場者を目指して施設を育てていく計画ということのようです。

説明には自然に触れる中での楽しさ、ゆったりと充実した時間、温かさ、丁寧なサービス、おいしいものなど、健やかさを共有するための楽しい空間づくりを目指すとあります。やはり駒ヶ根の自然の中での様々な体験や人との触れ合いを大事にされているなどというふうに思います。

今現在は自然と言えば菅の台を中心としました高原エリアが観光の拠点となっておりますが、駒ヶ根市の南のほう、スマートインターチェンジを中心としましたエリアにも大きな観光の拠点ができることとなります。

また、新聞への折り込みによるオープニングスタッフの募集など、雇用の面でも地域貢献をされているようで、

大変ありがたいことだと思っております。

民間の事業でありますけれども、大変大きなプロジェクトですので、ぜひ市とも連携して、もう一つの新たなエリア、観光の拠点、地域のにぎわいの醸成がうまく行くようお願いしている一人なわけであります。

そのような中で最初の質問ですが、これらの事業に対しまして駒ヶ根市としてはどのような期待感をお持ちでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

〔3番 今堀雷三君 降壇・質問席へ移動〕

〔市長 伊藤祐三君 登壇〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

議員が御紹介されましたとおり、養命酒製造は、会社創立100周年を機に、駒ヶ根工場の養命酒健康の森をくらすわの森としてリニューアルオープンしております。来年秋の体験型施設のグランドオープンを目指して、現在工事が進んでおります。

この施設には、豊かな自然環境を生かして森のプレイパークやライブラリーといったものが配置されるほか、商業施設も整備をされ、レストラン、菓子工房、ベーカリー等の飲食施設の併設も予定をされております。冬や天候の悪い日も含めて、一年を通じて楽しめる施設として、まず年間30万人、将来的には100万人を目指すと同っております。

養命酒製造は、これまで駒ヶ根市を代表する企業といたしまして、雇用創出などによる経済活性化に加えまして、高い知名度がある養命酒のふるさととして駒ヶ根市の恵まれた自然環境、気候風土などをアピールしていただき、イメージアップに多大なる御貢献をいただいております。

また、工場見学をはじめ、様々なイベントの開催などを通じまして、観光客だけでなく、市民の皆さんにも気軽に利用できるよう環境を整備され、地域に開かれた企業として積極的に取り組んでおられます。

今回の体験型施設くらすわの森は、事業の柱の一つである「くらすわ」ブランドの拠点と位置づけていると同っております。

この事業は西山山麓一帯を含めました市南部の観光の新たな拠点ができることとなります。駒ヶ根市としましては、市全体の観光振興を進めるに当たって大きな役割を担っていただけると期待をしております。

市としましては、既に養命酒製造にも御協力をいただきまして駒ヶ根高原と周辺の観光スポットを結ぶ周遊バスの実証実験を重ねております。本年度は7月から10月にかけて1日4便のバスを走らせました。

来年秋、養命酒製造の体験型施設がグランドオープンいたしますと、高原から移動される観光客の需要はさらに高まり、観光スポットの回遊性も一層高まるものと考えております。

駒ヶ根市としては、今後も様々な場面で連携を図り、市全体の魅力が高まるよう取組を進めてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 降壇〕

〔3番 今堀雷三君 起立〕

○3番（今堀 雷三君） お聞きをいたしました。今のお話を聞きまして、来年の秋の開業がすごく楽しみになりました。せっかくのこういったプロジェクトでございますので、ぜひ今後も連携を取りながら進めていただきたいと思います。私も推移を見守りながら注視していきたいなというふうに思います。

それでは次の質問をさせていただきます。

養命酒製造、あのあたり、中央自動車道より西側のあのあたりの地域一帯は、せんだって造成工事も完了してしまして、株式会社ピカソ美化学研究所の駒ヶ根工場と研修センターの建設も予定され、まず研修センターが先行して建設されるようですが、今後も多くの人と車の出入りが見込まれる場所でもあります。

現在、広域農道の大徳原の交差点から中央道の橋の手前までは歩道が設置されておりますが、橋から養命酒さんまでのいわゆる南割中田切線と駒ヶ岳スマートインター線の一部にはまだ歩道がありません。かつて地元から小中学生の通学時に歩道がないことから歩道設置の要望等が出されたようですが、子どもの数の減少に伴いましてそのような声も次第に小さくなっていったように思われます。

特に中央自動車道に架かります橋は、自分が通っていても狭く、危険に感じます。また、近い将来には北側の中央道に架かります大徳原橋の撤去も予定されておまして、普通自動車や大型トラックが通行する橋は、ほぼあの1橋ということになります。

今後は多くの観光客の来訪が見込まれる中、あのあたりは南アルプスの眺望もよいこと、また養命酒さんの工場の前にはくらすわの森ウェルカムガーデンがございまして、あたりを歩いて楽しまれる方、周遊される方も増えることが想像されます。そういった中で歩道がないというのは、周遊される県外からの観光客に対して大変失礼で危険ではないかなというふうに考えます。大徳原の交差点からの縦線に歩道や横断歩道は必須だと思います。

また、さきに申しましたが、具体的になってきておりますピカソ美化学研究所の各施設の建設と、時期は未定ながら大分以前から話があります七福醸造株式会社さんの進出等も予定されておまして、本当にあのあたりは将来的に車の往来が激しくなってくるのが想像されます。

農道から西に上がってくる縦線以外でも、現在歩道のない市道については人が安心して歩ける歩道施設の整備が必要なのではないのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

〔3番 今堀雷三君 着席〕

〔建設部長 小林哲君 起立〕

○建設部長（小林 哲君） 駒ヶ岳スマートインター及び養命酒製造株式会社駒ヶ根工場周辺の歩道の整備についてお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、養命酒へ通じる市道駒ヶ岳スマートインター線、南割中田切線は、新春日街道線の大徳原交差点から中央道を渡る中田切橋までの間については現在歩道が整備されていますが、橋より養命酒へ向かう市道には歩道が整備されておりません。

養命酒で建設中の施設へ来られるお客様が周遊する歩道整備の御質問ですが、建設中の事業者が施設内で検討されているものと考えており、駒ヶ岳スマートインター線と南割中田切線については、現在、歩道整備の計画はございません。

市内の歩道整備については、まずは通学路緊急点検で要対策箇所に指定されている光前寺南線、新春日街道線及び赤須町線の3路線について通学路の安全対策としての歩道整備を集中的に実施しておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、南割中田切線のスマートインター入り口交差点付近から西側については、今後、舗装修繕工事を計画しており、未舗装部分がある路肩まで舗装幅を広げる予定です。この舗装工事が完了すると舗装幅が広くなり、広

くなった路肩を活用して歩行者の安全確保を図ることを検討しております。

また、大徳原周辺地域では、今後、養命酒の事業や企業の進出、中央自動車道をまたぐ大徳原橋の撤去を予定しており、周辺道路の交通状況は大きく変わることが予想されます。新たな課題が発生した際には、関係する皆様と協議しながら、必要に応じて道路整備等の検討をしてみたいと考えております。

〔建設部長 小林哲君 着席〕

〔3番 今堀雷三君 起立〕

○3 番（今堀 雷三君） ただいまお聞きをいたしました。

舗装工事をして道路幅を広げ、人が歩ける路肩を造られるということでしたので、少しは様子を見たいかなというふうにも思いましたが、やはり歩道の段差があるのとないのとでは、万が一のときの歩行者に対しての危険度がかかなり違いますので、できれば歩道を考えていただきたいというのが正直なところです。

いずれにしても、今後は交通量が爆発的に増えますので、あの地域を注視していただいて、必要があればその措置を取っていただきたいというふうに思います。

それでは2番目の質問に移らせていただきます。

「駒ヶ根市の除雪・融雪事業について」の質問になります。

除雪、融雪の季節となりました。昨今は温暖化により昔ほど雪は降らなくなりましたが、今年2月10日には上伊那地域は大雪となり、私も大変慌てる事態となりました。

こんなことを言いますと駒ヶ根市内の建設業者の方からお叱りを受けるかもしれませんが、私は駒ヶ根市民ですが、京都から1ターンして26年間、飯島町の建設会社で働きまして、飯島町内の除雪、融雪も担当しております。そのような立場からか、市内にお住まいの方からは駒ヶ根は除雪が遅いという声をよく耳にします。

でも、自分自身、いや、ちょっと待てよと、駒ヶ根市にお住いの住民の皆さんはどのような仕組みで市内の除雪・融雪体制がしかれているのかを知らない方も大勢いらっしゃるのではないかと思います。そのことを皆さんと共有するために最初の質問をさせていただきます。

市内の除雪体制と融雪、いわゆる塩カルまきの体制についてお答えください。

〔3番 今堀雷三君 着席〕

〔建設部長 小林哲君 起立〕

○建設部長（小林 哲君） それでは市道の除雪と融雪作業の体制についての御質問にお答えいたします。

市の除雪・融雪作業は駒ヶ根市地域防災計画に沿って対応しております。

まず除雪は、幹線道路などの約110kmを市が行う除雪指定路線とし、市内建設業者14社と委託契約を締結し、積雪量の目安を8cmとして除雪を実施します。

また、積雪量の目安40cm以上が見込まれる大雪のときは、除雪体制を駒ヶ根建設業組合31社に切り替えて、市内を南北に結ぶ主要幹線道路、それらを結ぶ東西の幹線道路及び病院など主要な施設への路線の確保を優先的に行い、順次その他の幹線道路に除雪範囲を広げていくこととしております。

また、市が行う指定幹線道路以外の生活道路や通学路等は、地域の皆様などによる自主除雪する路線として事前に区長と協議して決定し、自主除雪従事者として登録いただいた皆様により除雪を行っていただいております。

市としましては、各区に小型除雪機を1台ずつ配備するとともに、地区の皆様が除雪に必要な機械等を購入す

る際や稼働時間に応じた補助金等の交付を行っております。

次に融雪作業は、幹線道路約90kmを凍結防止剤散布路線として指定し、市内建設業者6社と委託契約を締結し、予想気温や天候、路面状況を確認しながら凍結防止剤の散布を行っております。

また、市が行う指定路線以外の生活道路については、地区の皆様へ凍結防止剤を配布して散布を行っていただいております。

これまでにお答えしました市道などの除雪・融雪路線につきましては、防災計画に基づき、毎年、市報12月号により市民の皆様へ周知しております。

以上のとおり、降雪時には市で主要な交通が麻痺しないように努めております。

地域の皆様には、生活路線や通学路の確保などに御協力をいただいておりますことに感謝申し上げますとともに、引き続き御理解をお願いいたします。

〔建設部長 小林哲君 着席〕

〔3番 今堀雷三君 起立〕

○3 番（今堀 雷三君） お聞きをしました。

市民の皆様も今までどのような命令系統、基準で除雪や融雪作業が行われていたかというのが多少は分かったかなというふうに思いますので、今後の住民の方の理解や協力も円滑に進めばよいのかなというふうに思いました。

先ほど大雪のときは31社に拡大してというお話がございましたが、駒ヶ根市には中央自動車道がありまして、大雪の場合は中央道が閉鎖され、高速道路を走っていた車が一齐に国道や県道、市道に流入し、下道も大渋滞することが予測されます。平成26年2月の大雪災害では駒ヶ根市も車が走れなくなるくらいの大雪となりました。中央自動車道が閉鎖され、下に下ろされた大型車両が雪に埋もれて道路をふさぎ、大渋滞を引き起こしました。

先ほども申しましたが、昨今では雪は少なくなりましたが、異常気象によりまして突然何が起こるか分からない時代でもあります。駒ヶ根市では、そのような非常時——もう災害時ですね——大雪災害のようなときにはどのような体制を取ってこの事態に備えるのか、またそのことを市民の皆さんにどのように周知するのかについてお答えいただきたいと思います。

〔建設部長 小林哲君 起立〕

○建設部長（小林 哲君） 災害級の大雪による非常時の対応についてお答えします。

議員の御指摘のとおり、平成26年2月の大雪では市内各所で交通麻痺が発生しました。

また、本年2月10日の降雪のときは、中央道が通行止めとなったことにより、上伊那地域では国道153号を中心に大型車がスタックするなどにより交通渋滞が発生しております。

このような状況は全国各地で発生しており、対策として国、県、市町村及び高速道路会社による長野県雪対策道路連絡会議を毎年開催し、大雪時の除雪体制等の確認、調整を行っております。

その中では、例えば大雪により中央自動車道が通行止めとなる場合は、並行して走る主要国道では区間を決めて同時に通行止めを行うなど、通過交通である大型車両等の流入防止措置を行うこととしております。

しかしながら、大雪時には様々な要因により交通麻痺が発生することが考えられますので、国道や県道を管理する長野県伊那建設事務所と協定を締結して、それぞれの管理の範囲を超えて国道、県道や主要な市道を連携し

て除雪する体制を取っております。

また、生活道路の除雪についても自主除雪が困難な場合が想定されます。緊急時などの対応につきましては、区長の要請に基づき現地調査を行い、市による除雪の必要性を判断することとなっています。

次に、除雪等の情報につきましては、必要に応じ行政防災無線やケーブルテレビ、市のホームページやSNS、メールなどを通じて交通状況等をお知らせするとともに、除雪への協力の呼びかけや危険防止のための注意喚起を行います。

また、災害級の大雪が予想される場合は、地域防災計画に沿って災害対策本部を設置し、全庁的な対応となります。

市民の皆様には、大雪の際には不要不急の外出を避けるなどの対応をお願いいたします。

〔建設部長 小林哲君 着席〕

〔3番 今堀雷三君 起立〕

○3 番（今堀 雷三君） 答弁、お聞きをいたしました。

災害級の大雪は平成26年以来記録されていないと思いますけれども、異常気象は続いておりますので、いつ大雪が降っても不思議ではありません。行政と民間、また地域住民が密になり情報を共有することが大切だなというふうに思います。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

除雪、融雪についての最後の質問になりますが、次は除雪を担っていただいている業者——建設会社の皆さんへどのように報っているかというか、対価を支払われているかという質問です。

除雪や融雪は、通常は建設会社の皆さんが担っておられますが、昼間の現場作業もある中で、深夜、早朝の作業は本当に大変なものがあります。

雪の予報が出ると、夜はお酒を控えなければいけない待機状態で、いつ降るか分からないため落ち着いて眠れません。前日の天気予報で深夜から雪マークが出たときは、私も1時間おきに起きて、庭に出て雪が降っていないかどうかというのを確認するようにしております。家の中から窓を見ても外で雪が降っているかどうかよく分からないので、そのたびに玄関から外に出て確認するようにしておりました。それぐらい担当者の皆さんは注意を払っております。

また、建設業界は、人手不足の上、高齢化が大変深刻でして、若年層の入職者が少なく、そういう意味でも身体への影響は大変大きいと思います。

また、事業者のほうでいえば、なかなか大型工事が少ない中で、除雪のできるグレーダーやタイヤショベルを維持しなければ、いざというときに出勤ができません。

除雪・融雪作業をお願いしている会社やそこで働く従業員の皆さんが「よし、頑張るか」と思える対価を支払っているかどうか、県や他の市町村と比較してどうか、答弁をお願いしたいと思います。

〔3番 今堀雷三君 着席〕

〔建設部長 小林哲君 起立〕

○建設部長（小林 哲君） 除雪、凍結防止剤散布の委託金額の御質問にお答えします。

先ほどお答えしたとおり、除雪は14社、凍結防止剤については6社と業務委託契約を結び、実施しております。

いずれの契約についても長野県が公表している積算基準に基づいた単価を採用しています。この基準には、除雪作業はもちろんのこと、除雪機械等に対する管理費用等も含まれており、除雪や融雪の対応をお願いしているところがございます。

また、毎年、契約の際には各業者に業務内容、契約単価等について説明し、協議して決定するようにしております。

先ほどの説明のとおり、長野県の単価を採用していることから、ほかの市町村との比較は行っておりません。

除雪、散布に従事していただく建設業の皆様には、いざというときには昼夜を問わず迅速に対応していただきており、降雪時の市民の安全や経済活動の維持ができますこと大変感謝をしております。

今後も事業者の皆様の御意見をお聞きし、連携を密にすることで大雪時には迅速かつ円滑な対応ができるよう備えてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

市民の皆様には、降雪の際はゆとりをもって行動するとともに、不要不急な外出を控えていただくなどの御協力を切にお願いいたします。

〔建設部長 小林哲君 着席〕

〔3番 今堀雷三君 起立〕

○3 番（今堀 雷三君） お聞きしました。

ぜひ、毎年、シーズンの終了後で結構ですので、各社へアンケート等を行っていただいて、現状でよいのかどうか、改善点、要望等をお聞きする中で、お互いがウィン・ウィンな状態で除雪、融雪が持続可能であることを願っていますし、よろしくお聞きしたいと思います。やってくれる業者がいなくなると結局困るのは駒ヶ根市民ですので、何とぞよろしくお聞きいたします。

それでは3つ目の質問に移らせていただきます。

「駒ヶ根市が実施する各種助成事業について」でございます。

移住・定住施策として市外からのIターン等の補助事業は他の市町村と同様にいろいろとありますけども、まず、それとは別に、市内の39歳以下の新婚夫婦を対象とした駒ヶ根市結婚新生活支援事業——こまがねd e新婚生活スタート応援事業という補助事業があります。

若い世代の結婚を応援するために、結婚して新生活をスタートするために必要な住宅取得費用、住環境に係る工事——リフォームだと思えます。住宅の賃貸にかかる費用、結婚に伴う引っ越し費用、市内で購入した生活家電にかかった費用、その一部を補助するものであります。補助額は29歳以下の世帯と39歳以下の世帯で違って、より若い世帯のほうに厚い補助額が乗せられています。

それでは、まずこの制度の利用状況をお聞かせください。

〔3番 今堀雷三君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

御指摘のこまがねd e新婚生活スタート応援事業であります。国の地域少子化対策重点推進交付金のメニューの一つであります結婚新生活支援事業の交付金を受けまして令和4年度から行っております。

国の事業では、住居に係る経費につきまして最高60万円まで補助を受けられることになっております。

駒ヶ根市は、これに加えて生活家電の購入費補助を行うことにしておりまして、住居費に係る補助と合わせまして最高 70 万円の補助が受けられます。

令和 4 年度は、7 人の方に家電分も含めまして合わせまして 204 万 7,000 円を補助いたしました。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔3 番 今堀雷三君 起立〕

○3 番（今堀 雷三君） お聞きをいたしました。7 世帯ということですので、若干ちょっと少ないのかなというふうに感じております。

といいますのは、私の友人のお子さんがこの制度があるのを市報で見かけまして利用しようと試みましたが、途中で断念されました。その方は令和 5 年 1 月に申請を試みようとしてされておりました。断念された理由ですが、補助対象世帯の条件の中にある夫婦の合計所得が 400 万円未満であることとの文言があったからだとお聞きしました。その上限額が令和 5 年度には 500 万円未満に引き上げられたことは承知しております。

現代社会は、特に若い世代は夫婦共働きが当たり前となっております、また、一概には言えませんが、晩婚化の傾向により男性も女性もそれなりのお給料をもらっていることもあると思います。そうすると、500 万円未満という制限は、支援金をいただくには相当するというか、ちょっと高いハードルではないかなというふうに感じております。

駒ヶ根で若い夫婦がこれから頑張って暮らそうとしている、それを駒ヶ根市が応援するというのであれば、所得制限は要らないんじゃないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

〔3 番 今堀雷三君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市 長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

先ほど申し上げましたが、この事業の対象となる夫婦の合計所得が 500 万円未満という基準でございますが、この所得基準は国の交付金の交付対象となる基準に合わせて設定しております。

国税庁の令和 3 年分民間給与実態統計調査によりますと、婚姻件数が最も多い 25 歳～29 歳の方の平均給与収入額は 371 万円であります。所得にしますと 252 万 6,000 円ということになりまして、2 人分で 505 万 2,000 円となります。先ほど申し上げました所得基準の 500 万円とほぼ同様という値になります。

それで、この事業の趣旨は経済的な理由で結婚に踏み切れない若い方の後押しをするということでありまして、

昨年度から始めた事業でありますので、来年度まで 3 年間、まずは行ってみまして、この事業について評価、検証し、他の市町村の状況、財政状況等々を踏まえまして、必要があれば見直しも検討してまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔3 番 今堀雷三君 起立〕

○3 番（今堀 雷三君） お聞きをしました。

2 人分での所得上限額はほぼほぼ 500 万円ということで設定されているということでしたが、多分それを除くと市の負担になってくるのかなというふうに思いますが、利用状況、他の市町村の状況等を比較、検討していただきまして、また検証結果のほうをお出しいただければなというふうに思います。

それでは、続きまして助成金の関連の質問ですが、伊南 4 市町村ではそれぞれに工夫されたいろんな助成金が

ございまして、まさに助成金による人の取り合いの様相を呈しております。

隣の飯島町ではマイホームの取得補助金が最大 200 万円ということをやっております。最近、七久保で自宅を新築された御夫婦も本当にありがたかったとおっしゃられておりました。

また、中川村では住宅用地の取得支援が上限 100 万円、宮田村では 200 ㎡以上の分譲区画 4 区画以上の宅地開発をした事業者に 1 区画当たり 40 万～60 万円の補助金制度がございます。

私は、今回は住宅や土地に絞った項目を取り上げましたけども、市役所の取組として他の市町村の補助金についてどのような比較、研究、検討をされているのかを質問したいと思います。

〔3 番 今堀雷三君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

移住関連の補助金ではありますが、従来から、移住者の住宅取得補助金、それから U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金、空き家片づけ補助金があります。

これに加えまして、今年 4 月からは空き家改修補助金と空き家成約奨励金を新たに設けまして移住支援メニューの充実を図っております。

こうした移住支援補助金につきましては、上伊那地域だけではなく、県内 19 市、あるいは全国の移住人気地の状況を調査しております。また直接ほかの自治体に出向いて担当の方に話を伺うといったことで研究を重ねております。

伊南地域で見ますと御指摘のような補助額の差も一部ございます。県内 19 市などと比較をしますと、駒ヶ根市の補助メニューは今のところ遜色なくそろっていると考えております。

御指摘のように、移住関係補助金は自治体間の競争という状況も一面にはございます。

しかしながら、移住者の方々は補助金額のみで移住を決められているわけではありません。この駒ヶ根市のすばらしい景観に引かれて移住されている方も多くいらっしゃいます。

また、保育園や幼稚園、小中学校、医療機関、あるいはスーパーといった施設がそろっているか、生活基盤の充実や雇用など、移住に関しましては総合的に判断をされているというふうに考えます。

移住をされる方には、駒ヶ根市の魅力を伝え、知っていただくことでファンになっていただき、移住をしていただければと考えております。

今後も担当者が一人一人のお気持ちを丁寧に伺い、きめ細かに対応することを心がけてまいります。

引き続き近隣自治体等の動向も注視し、取り組んでまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔3 番 今堀雷三君 起立〕

○3 番（今堀 雷三君） お聞きをいたしました。

今、市長が申されたとおり、確かに移住者は補助金目当てで移住してくるわけではございませんので、そのとおりであります。

ですが、補助金があると移住する行為そのものの背中を押してあげることにもなりますので、今後も引き続き移住支援補助金の研究をお願いしたいと思います。

それでは最後の質問になりますが、よろしくお願ひします。

私はこの問題について駒ヶ根市をはじめ他の町村のホームページも閲覧しましたが、駒ヶ根市に限ったことではないんですけども、いろんな補助金がとにかく探しくいと感じました。

せっかく駒ヶ根市に住まわれる市民の皆さん、また県内外から駒ヶ根市に移住されようとする皆さんへの施策なのですから、もう少し分かりやすく探しやすいホームページになったらいいなと思うのですが、いかがでしょうか。

〔3番 今堀雷三君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

現在、市のホームページの中では、行政サイトのトップページに「手当・助成」というアイコンがございます。ここを押しますとカテゴリー別に補助金や助成制度の一覧が掲載してございます。この中に掲載されていない制度がありましたらさらに掲載し、またカテゴリーの整理や見直しを進めることによって、より分かりやすくなるよう改善を続けてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔3番 今堀雷三君 起立〕

○3番（今堀 雷三君） お聞きをいたしました。

今日の議会が終わりましたら「手当・助成」のページをちょっとチェックして、漏れがないか見てみたいなどいうふうに思います。

それでは私の一般質問を以上で終わります。

〔3番 今堀雷三君 着席〕

○議長（小原 茂幸君） これにて今堀雷三議員の一般質問を終結いたします。

昼食のため暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩。

午前11時41分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（小原 茂幸君） 再開いたします。

午前に引き続き一般質問を続行いたします。

発言順位3番、中山万宝議員。

〔12番 中山万宝君 登壇〕

○12番（中山 万宝君） 皆さん、こんにちは。（一同「こんにちは」）

至誠会の中山万宝と申します。これから一般質問をいたします。

早いもので、議員になり7か月が経過しました。皆様の御支援により、今日ここにおられます。

一般質問は、何をどう質問して市の考えを聞き、市民の皆さんに分かってもらうか、迷いながら3回目を迎えます。

なお、内容に不明瞭な点がありましたら御容赦ください。

今回、私は3つのテーマについて質問いたします。特に2点は地域全体をどうしていくのか考えをお聞きします。こういう質問については非常に難しく、所管の部署がどこかとなりますと、かなり多岐に及んでおりますので多分答えにくい点もあろうかと思いますが、御容赦ください。

1つ目は駒ヶ根市南地区の開発について伺います。2つ目は駒ヶ根市の観光環境について——観光環境です。3つ目は障がいのある方への支援についてです。

まず駒ヶ根市南地区開発についてお聞きします。

駒ヶ根市の南地区は、過去の先輩議員の皆様は南部地区とも言われたりしておりました。福岡、南割、市場割、上赤須が対象と考えております。

昭和伊南総合病院の移転が決まり、移転に伴い周辺の開発がクローズアップされてまいりました。

関係地区には伊南行政組合より新病院建設基本計画の概要説明会がされております。詳細な計画はこれからだとお聞きしていますが、誘致に伴い心配される事項が寄せられております。地元の方々も心配されている事項を整理し、市等、関係部署と都度意見交換をしているとお聞きしております。

幾つか心配される事例を挙げてみたいと思います。

まず大きく見て病院周辺の開発の全体像、例えば建物の位置、駐車場はどうなるのか、それから地元生活道路の確保——ちょうど建物の位置の真ん中に生活道路が1本あります。それはどうなるのだろうか、緊急時の道路整備、特に農道からのアクセス計画、周辺の宅地化や商業施設の規制はあるのか、排水処理の方法や上下水道の整備、周辺の農業産業の将来や農業経営への配慮が挙げられています。

地元からは前述しました事項に対して相談や意見を申し出る窓口の一本化と課題に対しての早期対応の希望があります。

早期対応の背景ですが、決まってからでは変えようがなく、ただ悔やみが残るだけです。過去にそのような事例があったためです。

そこで提案ですが、このような大きな計画推進に当たる場合には、市として横断的なチームまたは組織の設置、大きな枠組みを作成して対応すべきと考えます。市としての見解をお伺いします。

これにて壇上からの質問を終了いたします。

よろしく申し上げます。

〔12番 中山万宝君 降壇・質問席へ移動〕

〔市長 伊藤祐三君 登壇〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

昭和伊南総合病院の新病院建設につきましては、10月に新病院建設基本設計業務委託契約を締結いたしました。

順調に進めば令和7年度に建築工事が始まり、9年度中の開院を目標としまして取り組んでまいります。

今後、事業が進んでいく中で、市としましても、議員が課題として挙げられた道路、上下水道等周辺整備、また周辺の開発に関しましては、病院建設地を含めた周辺農地への影響等、特に地元の皆さんへの対応は必要だと考えております。

そこで、来年度、担当部署を設置いたしまして窓口の一本化を図り、伊南行政組合と連携、協力を図り周辺整

備等に取り組んでまいります。

〔市長 伊藤祐三君 降壇〕

〔12番 中山万宝君 起立〕

○12番（中山 万宝君） 明確な回答をありがとうございました。

やはり一本化しないと、申出があった場合に対応については日常で非常に困るっていうことがありますね。まあ、こういうことはないと思うんですが、たらい回しやまだ分からない、うちの課ではないってような返答が出てくるような気がしますので、ぜひこの組織についてはよろしく願いいたします。また、早急に対応できるよう、お約束願いたいと思います。

もう一点、関連でお聞きます。

同地区には観光資源が多くあります。これらを生かすことで、さらに駒ヶ根市への誘客促進につながると考えます。これらの資源をどのようにつないでいくか、全体構想を持つてはどうでしょうか。

まず観光資源のリニューアル及び新提案について幾つか申し上げます。

整備に関する事項としましては、十二天の森、この維持や管理、将来の活用、それから馬見塚公園、これも同じく維持管理や、あるいは植樹——もうかなり桜の木が老木化しております。じゃあ代わりに何か対応していくのかどうか、それからリニューアルに関する事項は馬住ヶ原グラウンドの将来の活用——もう近年にはホッケー場への転換があります。それから午前中に今堀市議より質問がありましたが、養命酒製造株式会社の事業で2024年オープンのくらすわの森ができます。これが事業の関係ですね。

それから新規提案事項、駒ヶ根高原とのつながりで、さんさんバスは今年試行運転をされましたが、市道山手線を運行するのはどうでしょうか。ここは、非常に課題はあるんですが、この道は整備すると非常に四季折々にいい景色が見られると思います。紅葉、あるいは新緑等があります。

以上が挙げられますが、個々の取組状況と市としての南地区の観光に対する将来のお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔12番 中山万宝君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

まず十二天の森についてであります。

今年10月、有識者、また十二天を守る会、地元の区、保育園、学校関係者の皆さんとともに整備活用検討委員会を立ち上げました。健全な森として維持していくためにどう整備をしていくか、ここで協議を進めてまいります。貴重な植物など、自然を保全しつつ自然観察や子どもたちの体験学習が行えるよう、利用する保育園や小学校等の関係者の意見も踏まえまして、市民の森として多くの方に訪れてもらえる場にしたいと考えております。今後、整備活用検討委員会と検討を重ねまして、有効な活用を進めてまいります。

次に馬見塚公園であります。

維持管理では地元の高齢者クラブ——福寿会の皆様に御協力をいただいております、大変感謝しております。

公園の中央にはため池がありまして、周囲には桜を中心にミツバツツジやアカマツなど多くの植樹がされています。春になりますと、市民の皆様だけではなく、多くの観光客も訪れております。

新たな植樹について御提案をいただきました。

まずは地元の皆様の御意向を確認し、そして現在の植栽の配置の状況も勘案しながら、可能かどうかを含めて検討してまいります。

次に馬住ヶ原グラウンドの周辺整備であります。

令和10年の国民スポーツ大会長野大会のホッケー会場として、現在、基本設計を行っておりまして、国民スポーツ大会施設基準を満たす競技コートや中央競技団体の視察を受けまして示されました関係施設、この配置ができるのか、また周辺道路で選手を運ぶ大型バスや一般客の皆さんをピストン輸送するマイクロバスが運行できるのかといった点を含めまして調査をしております。こうした結果を踏まえまして実施設計に進んでいくこととなります。

駐車場につきましては、現段階では、大会期間中はメイン会場から離れた場所に用意するというようにしております。

大会終了後に行われる北信越大会等につきましてはメイン会場内の駐車場で対応が可能でありますので、周辺に新たな駐車場を整備することは、現段階では考えておりません。

次にくらすわの森であります。

先ほど今堀議員に答弁申し上げましたとおり、2024年秋、年間30万人の集客を目標にグランドオープンする計画で、駒ヶ根市にさらに多くの観光客が訪れることになると期待をしております。

市の観光にとりまして大きなチャンスと捉えまして、くらすわの森を訪れていただいた観光客の皆さんが南地区をはじめ駒ヶ根高原、竜東地域など市内の観光スポットやお土産物屋さん、飲食店などを周遊していただき、宿泊にもつながるよう取組を進めてまいります。

次に観光周遊バスであります。

本年度、実証実験といたしまして、7月から10月までの4か月間、1回200円で毎日運行いたしました。乗客数は計1,270人、1日平均ではおよそ10人でありました。初めての運行でありましたが、一定の成果はあったと考えております。

現在、関係者の皆さんにヒアリングを行っておりまして、改善点も踏まえまして来年度の運行に反映をしていきたいと考えております。

今年度は1日4便の運行でありましたが、運行事業者と調整を進め、来年度は増便や停留所を増やすことも検討してまいります。

先ほど申し上げましたが、来年秋、養命酒駒ヶ根工場に体験型施設がグランドオープンしますと、周遊バスの需要は一層高まると考えております。

議員からは運行ルートについて御提案をいただきました。

今回は1周20キロ、およそ50分で運行し、駒ヶ根高原から養命酒の工場までおよそ30分で到着するよう運行いたしました。

御提案いただいた市道山手線ではありますが、ここを走行いたしますと、走行距離、また乗車時間が長くなるというデメリットが想定をされます。

また、この市道は対面交通が困難であり、急カーブが多いということもありまして、現時点では運行は難しい

と考えております。

なお、周遊バスにつきましては、今後、議員の皆様にご事業報告、そして来年度の運行についてお諮りをいたします。よろしくお願い申し上げます。

最後に南地区の観光振興であります。

申し上げてきましたとおり、この地区には観光施設やスポーツ施設、JR伊那福岡駅、中央高速道スマートインターチェンジなど、誘客に利用できる施設が多くあります。

昭和伊南総合病院が移転しますと、新たな人の流れもでき、様々な投資促進が予想され、さらなる活気が生まれることが想定されます。今後のまちづくりでは大きな可能性がある地域だと認識しております。こうしたことを踏まえまして、市民や企業の皆様と連携し、観光のみならず、活力がさらにあふれる地域にしていかなければならないと考えております。

南地区の人流がさらに促進するようそれぞれの施設の整備を継続して行っていくとともに、この流れを市全体に波及できるよう商工会議所や観光協会などとも連携をしまして周遊観光や人が集まる仕組みづくりに引き続き取り組んでまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔12番 中山万宝君 起立〕

○12番(中山 万宝君) お聞きしました。

今申されましたように、ほかにも学校や商業施設、介護施設、医療機関、今言われた福岡駅と公共交通機関、それから神社の祭事、これは5月に馬見塚公園のところにお祭りがありますが、非常にたくさんの方々がお見えになります。それから、食の名物と資源もあり、第3のまちづくりの拠点としても考えられると思っております。

どうか、今の市長のお考え、今後の将来として捉えていただきたいと思っております。今後ぜひ南地区に着目していただき、昭和病院、病院が来る、来たっていうことでかなり様相が変わってまいります。開発・整備計画を作成していただくことをお約束していただきたいと思っております。

続きまして大きな項目の2点目の質問になります。観光環境の整備についてお考えをお聞きます。

当市は観光が柱になっていることは周知の事実ですが、これから述べることに対処することも重要であります。

幾つかありますが、外部、つまり関係者があり、自己解決が難しく、御苦労されていることは承知しております。現状の取組や状況、今後の対応についてお聞きいたします。5点あります。

1つ目は駒ヶ根インターにおける乗車場所の環境。夜、あそこは非常に道が狭くて暗いっていう点がありますので、送迎のための待機場所、あるいは照明の問題。

それから2つ目、駒ヶ根インターから駒ヶ根高原に至る空き店舗の処置です。これは非常に見た目の悪さがあります。雑草を整理するのは非常に難しいとはお聞きしておりますけれども、あのままほっておく手はないって感じがいたします。

3つ目、駒ヶ根駅に高速バスの発着と観光土産販売所の設置。これは、人の流れが今はバス停のところで途切れてしまいますので、せつかくいい駅ができておりますから、そこへ持っていくのと、それから土産物店がないってことであります。以前、お客様が帰られるときに時間がありませんでしたので土産物屋さんはどこかと探しましたところ、全くなく、何とかお菓子だけ買って帰ったってような状況がありますので、やはり土産物

店が欲しいと思います。

4つ目、駒ヶ根サービスエリアからスマートインターチェンジ出口までの緑化。観光都市としての玄関である出口なのですが、あそこは大きな岩とススキ野原になっています。ですから、ここは、やっぱり玄関として、あるいは出口として、非常に環境面ではぜひ整備しておく必要があると思いますので、ここら辺はどうなのか。

それから5つ目、熊への対応。近年は熊の人的被害が多く聞かれます。人的要因や環境要因等がありますが、共存は必須であります。当市でも事故が起こらないとは言いきれない状況であります。リスク対応は、観光を売り物にしている当市としては重大事項です。現時点での対応をお聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

〔12番 中山万宝君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

まず駒ヶ根インターの高速バス乗降場所についてであります。

ここは、地域の住民の皆さんをはじめ、多くの観光客や登山客の方々も利用されています。

御指摘のとおり、駐車場からの通路が夜間は暗かったり待合場所が狭かったりということ、また風雨にさらされるということもございます。また、ロープウエー行きバスへの接続に関しましては、案内表示が少なく分かりづらいといったこともございます。

この施設は、NEXCO中日本、それから関連のバス会社が管理をしております。

市としまして、以前、改修などについて要望を行った経過がございます。当時は前向きな回答を得ることができませんでしたが、御指摘のように玄関口でありますので、引き続き施設管理者に協議を求めてまいります。

次に駒ヶ根高原の手前にあります空き店舗についてであります。

これまでも地元の皆さんから、ごみや草刈り等、管理の改善に対する要望をいただいております。

市としましては、駒ヶ根市環境保全条例の廃棄物を放置する等美観を損ねまたは不衛生な行為をしてはならないという規定を根拠としまして、文書や電話で適正な管理を再三お願いしております。残念ながら改善が進んでいない状況であります。

現状では、特定空家など法律等に基づく強制的な措置を行うことができません。

また、所有者は特定できておりますので、引き続き適正に管理をしていただくよう粘り強く要請をしております。

次に駒ヶ根駅前などについてであります。

駒ヶ根駅前へ高速バスを乗り入れてはという御提案であります。

三遠南信自動車道やリニア中央新幹線が開通しますと、駅は交通結節点として重要な拠点になると認識をしております。

しかし、現状の駅前広場では、大型バス等の停車スペースは確保できますが、高速バスの発着場として利用することは困難であると考えます。

また、バス運行会社と懇談もしておりますが、駒ヶ根バスターミナルから駒ヶ根駅へ路線を変更する際には、バス会社に新たな経費が発生し、運行時間の管理など様々な負担が生じるとのことでありました。

したがって、すぐに変更するという事は、現時点では難しいというのが現状です。

また、路線変更は高速バスの運行事業者の皆さんの意向が大前提であります。市としましては、公共交通全体の在り方を踏まえまして適切な対応を検討してまいります。

お土産物の販売場についても御指摘をいただきました。

駒ヶ根駅周辺の市街地に様々なお土産物を1か所で買える専門店は、御指摘のとおりございません。

しかし、市街地のそれぞれのお店では、特産のゴマを使ったお菓子など、駒ヶ根らしい商品を工夫されて販売し、観光客の皆さんにも購入をいただいております。

昨年8月、駒ヶ根バスターミナルの旧発券所に出店されたカフェでは、地元農産物や加工品などを取り扱って、お土産物として人気を集めていると伺っております。

こうした現状を踏まえますと、新たに土産専門店等の開業を検討するよりも、まずはそれぞれのお店が工夫をされた特色ある商品の情報をまとめて御紹介する方法を考えることが得策であると考えます。

こうした情報を、駅周辺のガイドマップ——こまがねテラスてくてくMAPなどをベースにSNSなどを使いまして発信をしております。観光客の皆さんがこうした情報を基に気に入ったお店を訪ねただけならば市街地を周遊されるきっかけになり、市街地全体の活性化につながると考えております。商工会議所やこまがねテラスでも情報共有し、今後どうアピールをしていくか、研究をしております。

次に駒ヶ岳サービスエリアからインターチェンジにかけての緑化であります。

駒ヶ岳スマートインター出口はNEXCO中日本の敷地でありまして、巨石積みの撤去等、環境改善を行っていただいております。今後も景観面における環境整備に配慮していただけるよう要望をしております。

最後に熊についてであります。

今年度は全国的にクマの目撃が相次ぎ、被害も寄せられております。

駒ヶ根市では目撃情報は11件寄せられましたが、幸い人への被害は今のところ確認されておられません。

観光地にとりまして熊の目撃情報は様々な影響が出ることも懸念をされます。人への被害が発生しないよう対応することは重要だと考えます。

目撃情報が寄せられた場合、警察署や猟友会、庁内の関係部署、観光協会等に連絡をしまして情報を共有するとともに、防災無線やメール等による注意喚起のほか、必要に応じましてパトロールを実施し警戒を行うなど、対応を取っております。

今年度、観光協会では熊の目撃情報があった場合の独自の対応マニュアルを作成いたしました。駒ヶ根ファームス周辺の観光客へ全館放送によって注意喚起をすることや、宿泊施設や関係機関への通報の手順を整理しております。今まで以上に迅速な対応ができると考えております。

以上、5つの課題について対応を申し上げます。

旅行者の皆さんが訪れたい観光地となるためには、一つ一つの課題に前向きに対応し、地域が一丸となって取り組んでいくことが必要だと考えます。

先般、駒ヶ根観光協会では3つの専門部会が立ち上がりました。その一つに環境整備部会がございます。先週、環境部会を開きまして、今後の観光地域づくりに必要なことを議論いたしました。今後もあるべき姿を考えてまいります。引き続き市と観光協会が連携しておもてなしの環境を整えてまいりたいと考えます。

今回御指摘をいただいた課題の中には、申し上げましたように市独自では解決できないケースもございます。今後もしっかり交渉、調整するなど対応を続け、課題解決に取り組んでまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔12番 中山万宝君 起立〕

○12番（中山 万宝君） お聞きしました。

なぜこのような質問をしたのかといいますと、市長の答弁の中にもございましたが、細かなところも観光都市の在り方と捉えて気遣いや心配りをし、お客様をもてなすということが非常に大切と考えたからです。

日々の職員の方の努力には敬意を表します。改めて、よりよい環境ができますように期待しております。よろしく願いいたします。

最後の質問に入ります。

特別支援学校としては伊那市に伊那養護学校があります。当市から通学されている方もおられます。卒業後の進路や働き場所等、居場所についてお聞きします。

当学校では、保護者や先生、地域連携支援室の皆様が子どもたちの進路相談をされ、卒業後の進路について支援をさせていただいております。

御家族や子どもの将来に対する心配や不安感があることが実情です。

市として、学校や家族との連携、あるいは居場所への関わり方はどのように対応しているのかお聞きしたいと思います。非常に難しい問題でもありますので直接関わることはないかもしれませんが、動きを教えてくださいと思います。

以上です。

〔12番 中山万宝君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

特別支援学校は、障がいのある幼児、児童生徒の皆さんに小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識や技能を身につけることを目的とした学校であります。

御指摘のように、上伊那圏域では伊那養護学校が特別支援学校であります。

伊那養護学校では、寄宿舎が整備されておりまして、将来の自立に向けた支援といたしまして洗濯や入浴などの生活ルールの学習を実施しております。

また、働くことを希望される生徒が御自身に合った一般就労やA型事業所、B型事業所等から働く場を選択することを支援するため、就労面や生活面に関する情報を把握する就労アセスメントを行い、適切な支援につなげる取組を行っております。

保護者の方には、障害年金や成年後見制度、福祉的就労など、卒業後の生活に関わる事項について学んでいただく機会を年2回設けております。

卒業後の進路としましては、一般事業所へ就職される方のほか、就労継続支援A型事業所やB型事業所、生活介護事業所等の障害福祉サービス事業所へ通う方が多くおられます。こうした福祉サービスを受けるに当たりま

しては、計画相談員による計画策定が必要となります。学校の先生や福祉サービス事業所、福祉課の職員等、関係者による支援会議でどう支援していくかを決めた上で計画書を策定しております。

卒業後も支援会議を定期的開催し、福祉サービス事業所での様子等を関係者の間で情報共有し、支援内容の確認を行っております。

社会状況や生活環境が変化していく中で、心配事や不安感をなくすよう、引き続き関係機関と連携を図り、適切な支援につなげてまいります。

また、駒ヶ根市内での働く場所等につきましては、5年前と比べて就労継続型支援A型事業所が2事業所増えて3事業所に、B型事業所は2事業所増えて6事業所に、生活介護事業所も2事業所増えて8事業所と、それぞれ増えております。

しかし、希望される事業所の定員がいっぱいであったり職種等が合わなかったりする場合もありまして、市外の事業所に通われる方もおられます。

毎年行っております伊那養護学校PTAの皆さんとの懇談会では、市内に通える生活介護事業所の拡充の要望もいただいております。ただ、市内の地域資源は限られているのも現状です。

様々な職種で訓練や支援が受けられますよう、引き続き上伊那圏域地域自立支援協議会と連携をいたしまして障害福祉サービス事業所の拡充を働きかけてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔12番 中山万宝君 起立〕

〇12番（中山 万宝君） ありがとうございます。

お聞きしました。

今後とも、さらに支援のほうを要望いたします。

この学校の実態について少しお話ししたいと思います。

令和4年度の卒業生の進路ですが、100%決まる事実があります。決まる事実というのは、先ほど申しましたように地域連携支援室や先生の御努力によることが多々あります。

ちなみに、過去5年間の卒業生の進路先です。福祉就労が48%、一般就労が31%、生活介護が12%、家居——家にいることですね、施設6%。

それで、課題は、ごく少数でありますけれども重度障がいのある方の将来です。

また、卒業後のフォロー、これは、卒業する瞬間はいいんですが、数年たった場合にどのような支援ができていくのかということも課題として挙げられます。

それから、障がい者雇用であります。市としては、企業への一般就労の促進が図られますよう、ぜひお願いしたいと思います。これからは企業の協力なくしては施策をなし得ないことも事実です。

ちなみに、駒ヶ根市の障がい者雇用率は高く、前向きな企業が多いと思います。実際には数字が出てこないんですが、駒ヶ根地区では労働基準監督署のほうから表彰を受けた企業も数社あります。

また、答弁の中で上伊那圏域地域自立支援協議会の話がありました。ここは非常に大切な会議でして、私も就業支援部会や権利擁護部会、精神障がい者等地域生活部会に参加し、どうしたら地域で共生していかれるのか、課題をどうしていくのか考え、行動しています。

ここが一番大きな意見を言うところでありまして、市長も言われましたように、これから改善をする、あるいは将来どうしていくんだっていう意見がここで出されて、また実現されていると非常に大きなことになると思います。

また、市からも参加され、重要なポストに就いておられますので、障がい者支援に対する課題解消に御尽力いただけるよう要望いたします。

それで、障がい者の方は、先ほど出ましたが、やっぱり市内で働きたいと、それで市内で生活していきたいという非常に強い希望を持っております。残念ながら 100%そういうところはありませんので、駒ヶ根は住みよい場所、住みよい地域だということをPRしておりますので、こういった少数の方になりますけれども、やっぱり市内で働き、市内で生活が継続できるということが非常に大切だと思いますので、また改めてこの件については意見、質問等をさせていただきます。

以上で質問を終了いたします。

〔12番 中山万宝君 着席〕

○議 長（小原 茂幸君） これに中山万宝議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩といたします。再開は午後1時50分といたします。

休憩。

午後1時36分 休憩

午後1時50分 再開

○議 長（小原 茂幸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

発言順位4番、中島和彦議員。

〔7番 中島和彦君 登壇〕

○7 番（中島 和彦君） 皆様、こんにちは。（一同「こんにちは」）

至誠会、7番 中島和彦でございます。本日4人目の質問者となります。

12月定例会ということで、今年も残すところ僅かというところでございます。

今年は、5月にコロナは感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の5類へ移行となり、対内的にも対外的にも経済・社会活動が再開され、久しぶりの活動ができた年でもありました。多くの方と話をする機会も増え、そんな中で、市民の皆様が今困っていることを踏まえて、本日は3点の質問をさせていただきます。

まず、今年新たに取り入れられた消費税の新制度のインボイス制度について、次に教育民生建設委員会でも事業評価と行政視察で勉強させていただきました水道事業について、それと、今最も地域で悩まれている自治会役員の成り手不足につきまして順次質問をさせていただきます。

それでは、まず壇上より「インボイス制度導入にあたっての諸対応について」お聞きをいたします。

今年10月1日よりインボイス制度——消費税の適格請求書等保存方式が開始されました。今まであまり気にしていなかった消費税の納入の流れが適格化され、事業所を経営する者にとっても扱い方を検討する必要が生じてまいりました。

消費税の流れがインボイス——適格請求書によって明確になるもので、登録番号を発行し、適格請求書があれ

ば消費税の仕入れ控除等ができる制度であります。経過措置期間はあるものの、消費税を明細化し、商品を買った場合、仕入れた業者の消費税が分かれば控除できるが、適格請求書がないと控除できないので、控除分の消費税額をどう扱うかということになってくると思います。適格証明書があれば消費税の仕入れ額控除ができるという制度になります。

逆に言えば、適格請求書が発行できないインボイス制度に未登録の事業所については、その事業所と取引をする場合には消費税の仕入れ額控除ができないという形になってしまいます。

民間事業所の納税業者は現在ほぼ対応済みかと思いますが、消費税の納入義務がなかった免税事業者の皆さんが熟慮中であるといったところかもしれません。

今回は地方公共団体である市として全般的な対応や免税事業者への対応等をお聞かせ願いたいと思います。

まず市のインボイス制度の取扱方や今後の対応をお聞きします。

国または地方公共団体の一般会計に関わる業務として行う事業につきましては、消費税法第 60 条第 6 項の規定により課税売上げに対する消費税額と課税仕入れ等に対する消費税額を同等とみなすこととされているため、一般会計については消費税の申告義務がありません。

他方、インボイス制度の導入後において地方公共団体の一般会計から課税仕入れを行う事業者については、当会計がインボイス制度に対応しない場合、当該仕入れについて仕入れ税額控除を行うことができなくなり、消費税の負担額が増加することになります。一般会計が徴収する料金等には消費税相当額が含まれており、一般会計から仕入れを行っている課税事業者は、その仕入れに関わる消費税額を仕入れ控除としております。

地方公共団体がインボイス対応していないと、買手である課税事業者は仕入れ税額の控除を受けることができなくなります。したがって、今までの経緯から一般会計も負担の発生を防ぐ観点からインボイス制度に対応する必要があると考えておりますが、一般会計もインボイス登録をされたとお聞きしておりますが、現状でトラブル等はあったでしょうか。

次に、一般会計については消費税額の納付が不要であるのであまり問題ないとは思いますが、特別会計も同様と考えるのか、特別会計についても特別会計ごとにインボイス登録をするのか、お聞きをいたします。

一般会計、特別会計ともにインボイス制度に対応したとしたら、現行の領収書等に事業者の登録番号や適用税率、消費税額などの事項を追加する必要があります。それに伴うシステム改修等はあるのか、以上 3 点、壇上よりの質問とさせていただきます。

〔7 番 中島和彦君 降壇・質問席へ移動〕

〔総務部長 吉澤一義君 起立〕

○総務部長（吉澤 一義君） お答えをいたします。

地方公共団体のインボイスの事業者の登録につきましては会計ごとに行うこととされておりまして、それぞれの会計ごとにインボイスの登録の要否を検討し、対応を行ってまいりました。

市の全会計のうちインボイス事業者登録を行ったのは一般会計と公営企業の 3 会計——水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業でございます。

公共事業の 3 会計につきましては、もともと消費税の課税事業者でございますので、早期に登録を行い、交付に対応したシステム改修やルールづくりに取り組み、適切に対応しているところでございます。

一般会計でございますけれども、御指摘のとおり、もともと非課税ということでインボイス対応後も同様の取扱いとなっております。一般会計において発行する請求書等もございますので、これがインボイスでないと、議員がおっしゃられたように課税事業者の税負担に影響があるということで、一般会計もインボイスを交付するように登録をさせていただいたというところでございます。

トラブルについては、今のところお聞きしているものはございません。

一般会計が売手となるケースとしましては、例えば庁舎や施設の使用料ですとか市報やホームページの広告料、公共施設の命名権、また公有財産である備品などの売却、ごみ処理手数料など、多岐にわたっております。事務処理においては、インボイスを発行すべきもの、また発行不可能なものもありますので、適切に区別するような対応も取っているようなところでございます。

システム改修についてでございますが、インボイスの発行につきましては財務会計システムでの対応、そして市民課窓口などレジでの発行が主な取扱いとなります。

要件を備えました請求書、納付書を発行できるよう、財務会計につきましては上伊那情報センターにおいて改修を行い、またレジの対応につきましては、今年度、DX事業においてキャッシュレスレジの導入を行ってまいりまして、そこに合わせて、その際に含めて実施をしております。

なお、そのほかの会計についてですが、消費税の課税の取引がないことなどからインボイス事業者の登録は行っていないという状況でございます。

〔総務部長 吉澤一義君 着席〕

〔7番 中島和彦君 起立〕

○7番（中島 和彦君） ただいまお聞きしました。市の各会計の登録状況等と市の制度の仕組みを聞いてきました。

少しややこしくなりますが、適格請求書が発行されておれば問題がないと思われれます。事務負担も増えるかと思われれますが、的確な対応をお願いいたします。

次に、取引先の相手が免税業者——インボイス未登録の場合、消費税の仕入れ控除ができなくなってしまう取引が出てくるかと思いますが、6年間の経過措置もあるということですが、市としての影響と対応をお聞きいたします。

2番3番を一括でお聞きいたします。

消費税免税業者——インボイス未登録の業者ですが——との取引は今後どのような対応を取っていくのかをお聞きいたします。

また、入札業務における対応はインボイス登録が前提になるのかをお聞きいたします。

〔7番 中島和彦君 着席〕

〔総務部長 吉澤一義君 起立〕

○総務部長（吉澤 一義君） 総務省より適格請求書発行事業者であることを競争入札に参加する必要要件とすることは適当でないという通知が出されておまして、当市におきましても未登録者であることを理由に入札参加及び契約締結に制限をしていくということはありません。

また、取引についても——先ほど申しましたように一般会計については非課税でございますので特段影響がな

いということもございまして——影響と、それから制限等も含めて、対応は特に考えていないという状況でございます。

〔総務部長 吉澤一義君 着席〕

〔7番 中島和彦君 起立〕

○7 番（中島 和彦君） ただいまお聞きしました。

この制度ができて一番問題となるのがインボイス未登録者の対応かなというふうに思います。

今、総務省からも通達があったということで、市のほうもそういう皆さんを的確にサポートしていただいて、排除することのないようお願いをしたいというふうに思います。これから契約の相手方となった場合には、消費税の負担が増加すること等、地方自治体にとって不利益になることも予想されますが、今までどおり取引が継続されるということなので、しっかり周知をしていただき、免税業者への御配慮をお願いしたいというふうに思います。

最後にインボイス未登録業者の登録の支援措置はということですが、具体的にそういう措置を市でお考えになるのかお聞きをいたします。

〔総務部長 吉澤一義君 起立〕

○総務部長（吉澤 一義君） 市におきましては、事業者向けの相談窓口の開設ですとか、例えば導入費用などへの支援などは行っておりません。

消費税の相談窓口は税務署となりますので、問合せがあった場合は税務署を御案内させていただいているという状況であります。

なお、中小事業者等につきましては、駒ヶ根商工会議所など、関連する団体が個別相談や講習会を開催してきております。

また、農業者に対しましては、市営農センターやJAなどの団体が研修会を開催するなど、制度の周知や理解を深めるべく取り組んでいるところでございます。

〔総務部長 吉澤一義君 着席〕

〔7番 中島和彦君 起立〕

○7 番（中島 和彦君） お聞きをいたしました。

免税業者でも引き続き市として取引をするといった呼びかけや、1万円未満の課税仕入れではインボイスの保存がなくても帳簿のみでも仕入れ税額の控除ができるといった簡単なインフォメーションもお聞きしてきたときにお伝えいただいたりすれば市民の皆さんも分かりやすいのかなということを思いますので、よろしく御対応をお願いいたします。

続きまして次の質問に参ります。

「より効率の良い水道事業等について」ということで、将来に向けた運営等、一括でお聞きをさせていただきます。

日本人の家庭での水の使われ方の内訳はトイレが28%、風呂24%、炊事23%、洗濯17%、洗顔・その他8%となっているそうです。約60%がトイレ、風呂、洗濯に使われており、衛生環境や健康面を支えていて、我々の生活に必要なかつ大事なインフラとなっております。

また、安全かつ品質が安定していて確実に供給されているありがたい水でもあります。

また、水道水は、臭いや濁り、細菌など、51項目に上る厳しい水質検査が水道法で定められています。

一方で、安全で安定的な水道水が届くためには水源や浄水池、加圧ポンプ所、配水池、配水管、水道メーターなどの設備を更新しながら維持管理をしていく必要があります。非常に多くのコストもかかります。

そんな背景の中で、現在の市の水道事業は、料金回収率、給水原価、有収水量1㎡当たりどれだけ収益を得ているとかいう数字が供給単価——有収水量1㎡当たりどれだけ費用がかかっているかという数字を下回っており、100%も上回り、収支のバランスも安定しているかと思えます。

しかしながら、これからの人口減少と設備の老朽化は同時に進行しております。

また、大口需要者の減少や節水器具の普及で水の使用量も減っており、将来の水道管路を含めた設備更新等に充当するための費用の確保など、将来に向けて現状を把握しつつ効率的かつ安定的な経営を望むところであります。

水資源をより有効に活用することは今後の効率的、安定的な経営にもつながると考えます。

また、災害時の迅速な対応や公営化維持のための長期的な水道ビジョン策定も必要と思われれます。

そこでお聞きをいたします。

有収率の低下も懸念をされておりますが、漏水を防止することは水資源の有効利用からも重要と考えます。地下に埋設されている水道管が現在どのくらい劣化をしているのかとか、漏水箇所の探究やソフトウェアを使っての調査も進んできておりますが、また県企業局でも人工衛星により漏水特定をすとか、試行調査も始まったりしております。

今まで課題でありました石綿セメント管の入替えは、現在、強度が高い材質のダクタイル鋳鉄管、ポリ塩化ビニール管等にもう替わっていて、徐々に改善がされているところだと思えます。全体的な水道管路の間接診断や直接診断で寿命も見ながら進めていかななくてはならないと思えます。

そこで、有収率も最近では停滞傾向ではありますが、現状で考えられる要因と今後に向けての施策等をお伺いいたします。

また、災害時や緊急時への備えも長期的な設備改修を含めて水道事業の現状を客観的に知っておくことが重要です。それができていなければ、いざというときに身動きが取れないと思えます。水道管路の種類やいつどこに埋められたのか、いつどのように補修、更新がなされたのかを記録してある施設台帳管理等は保管して見やすくなっているのかどうかお聞きをいたします。

3番目に、トラブルや災害が発生したときなど、緊急時の専門的知識のある技術者の配置等や養成をお聞きいたします。現状では企業団と自前の水道水の二本立て活用で水道網は供給されており、リスクの分散化にも図られております。災害時に備えた水道事業の可視化や新技術の導入に備えた取組、情報提供など、専門的知識のある技術者が求められております。将来に向けて技術者の養成等をどうお考えになっているか、以上、一括で質問させていただきます。

〔7番 中島和彦君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

駒ヶ根市の水道事業につきましては、常に安定した水道水の供給に努めるため、第5次総合計画では「●安全で安心して飲める水道水が安定的に供給されている。」と目標に掲げております。

人口減少による水需要の減少、水道施設の老朽化等によりまして、将来的には水道事業の経営が厳しくなることは想定されております。健全に事業を持続していくためには適正な施設の更新計画、料金水準の設定などを検討する必要があると考えております。

今後は料金の減収が見込まれます。将来的には料金改定は必要であり、改定の時期及び値上げ幅も含めて、現在、経営戦略見直しの公表に向けまして作業を進めております。

また、人事や職員の育成につきましては、水道事業に携わる上水道係並びに業務係の職員配置に当たって、経験者、未経験者の均衡を含め、組織として持続して機能するよう、適正な配置に努めております。

育成では、日本水道協会等の外部研修に積極的に参加し、技術、知識など、能力の向上を図っております。

また、現場指導の実践によって維持管理に必要な技術力の向上、技術の継承にも努めております。

具体的な水道施設の改修計画や有収率、施設台帳の状況等につきましては建設部長より答弁をさせます。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔建設部長 小林哲君 起立〕

○建設部長（小林 哲君） それでは有収率向上のための水道施設改修について御説明いたします。

まず、水道施設の改修計画としまして、老朽管の更新、配水池及びポンプ場における機械・電気・計装設備の更新、配水池本体の更新に取り組んでおります。

特に配水管の老朽管更新事業につきましては、現在、昭和50年代後半に布設された硬質塩化ビニール管を使用した水道管の更新を進めています。

これまでの老朽管更新事業により、駒ヶ根市の水道管で耐用年数40年を超えた管路の延長の割合、いわゆる管路経年化率は8.7%と、給水人口が3万～5万人の204類似団体の19.3%に比べ非常に低く、よい数値となっています。このことにより、配水管の破損事故は年に一、二件程度と非常に少なくなっています。

有収率の低下についてですが、令和4年度中の漏水修理の件数では、配水管の漏水修理が1件、給水管の漏水修理が38件、水道メーター器手前の止水栓からの漏水修理が20件と、配水管からの大きな漏水ではなく、給水管や止水栓からの少量の漏水が積み重なり有収率の低下につながっていると考えています。

漏水防止対策において夜間に水道管の弁類の音を聞いて漏水を見つける漏水調査は有効な手段ではありますが、少量の漏水を発見するためには膨大な時間と労力をかけても有収率への効果が低く、費用対効果から漏水調査を中止している経過があります。

有収率に関しては、市の目標として80%への復元を目指していますが、有収率向上には即効性の対策がないため、今後も配水管布設替え工事に伴う給水管、止水栓の更新や各配水池からの配水量の監視、住民からの水圧低下などの情報による漏水発見に努め、地上漏水の迅速な修理を地道に継続することで漏水を未然に防止し、減少させることによる有収率の向上を図るとともに、人工衛星による漏水調査など、より効果的、効率的な手段の模索を行います。

次に台帳整備についてですが、平成30年の水道法の改正により令和4年9月30日までに水道施設台帳の作成、保管が義務化されました。

これまで紙ベースでの管理でありましたが、電子化された長野県統一様式により水道施設台帳を整備しました。整備した台帳の管路台帳には送水管、配水管などの区分、埋設年度、口径、材質、継ぎ手形式及び延長が記載され、施設台帳には施設名称、設置年度、数量、構造または形式及び能力などが記載され、図面を添付しています。

今後は、点検・修繕記録などの情報を新たに整備した台帳に蓄積し、更新計画の策定時に活用してまいります。

また、大規模災害時の情報共有、広域連携の検討時の基礎資料として活用し、さらにはマッピングシステム化などの研究を行ってまいります。

次に災害時、緊急時の対応についてですが、上水道機能の継続、早期回復を図るため、上水道事業業務継続計画——上水道BCPを作成してあります。

また、緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、水質汚染事故対応マニュアルをはじめ各種対応マニュアルを策定してあり、より具体的な行動指針を定めています。

各種マニュアルに関しては、随時の内容の点検、検証、見直しを行うとともに、災害対応訓練等の実施により職員への周知徹底と意識向上を図ります。

以上でございます。

〔建設部長 小林哲君 着席〕

〔7番 中島和彦君 起立〕

○7 番（中島 和彦君） お聞きをいたしました。

監査委員さんからも有収率の改善は指摘がございました。

現状は管路も計画的に取り替えられ、計画的な運営がなされているということでもございました。

水道設備のダウンサイジングなど、設備費用の圧縮を図るとともに、ぜひ先を見ながら健全な公営事業として経営の効率化等に取り組まれることを望みます。

駒ヶ根は山間部ということで水の量も豊富です。安い料金でおいしい水をと、もっとPRしていただき、需要の拡大も図っていただきたいと思います。

以上で水道事業につきましての質問を終わらせていただきます。

続きまして、3番目「自治会役員のなり手不足解消策について」をお聞きいたします。

町内会や自治会は地域のまちづくりに欠かすことのできない活動部隊として地域住民の福祉の向上や地域コミュニティの形成といった重要な役割を担っております。

また、高齢者や子どもの見守り、防犯、防災といった観点からも、町内会、自治会の重要性はますます高まっております。

現在、自治会では、役員の成り手が見つからず苦勞されている、自治会の存続も懸念されているところもあると承知をしております。

コロナ禍を経て、ウイズコロナ時代には人と人とのつながりも希薄になってしまい、行事に参加する意欲等も薄れてきてしまったのかなとは思われますが、人と人との交流とコミュニケーションが人間のあらゆる営みには重要であり、地域に溶け込むきっかけとなります。いざというときの助け合いにもなります。

自治会役員をやられた方々、組長さんなどは、打開策を聞いたりし、住民の皆様への回覧板でも対策に苦慮しているところではございますが、結論が出ないというのが現状であります。

一昔前は、何度か要請され、最終的には折れてどなたも引き受けていただいたという経緯もたくさんありました。懇願されればしょうがないと、何とか頑張らましよう、浪花節的なところもあり、町内のためにということで、粹に感じた方もたくさんいらっしゃいました。このようにスムーズに進んでいたと認識しておりますが、現在は、コロナ禍もあり、本当に拒まれ、なかなか受けていただけないのが現状とお聞きをしております。

原因の一つとして自治会の事務作業の煩雑化が指摘されております。役員の負担軽減が急務となっていると思います。

定年も延長される中で、生活も支えなければならぬし、事業所の仕事と並行してやらなければならない方々も増えて、余計に成り手問題を難しくしていると思います。

前回もお聞きしましたが、自治組織の在り方を検討する会議や自治会の存続意義や価値のさらなる発信、自治会をサポートする先輩たちのアドバイスの組織の編成も要検討と考えます。今後に向けて市の施策等をお伺いいたします。

自治会役員の事務作業の軽減等につきましては、アンケートを踏まえていただいた内容としてお聞きをいたします。自治会等役員の事務作業の負担軽減等について、今、市はどのようにお考えでしょうか。

〔7番 中島和彦君 起立〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

御指摘のように、自治会の役員の成り手不足の一因に事務作業、業務といった負担の大きさが考えられます。

現在、市としましては、負担軽減策として回覧板による配布物、配布依頼時期の集約や補助金申請書や報告書類の様式をデータで提供するといった取組をしております。

また、配布物を市役所のホームページに掲載する取組も行っております。

今後もさらなる負担軽減を進めてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔7番 中島和彦君 起立〕

○7番（中島 和彦君） お聞きをいたしました。なかなかそのデータを見られない方々もたくさんいらっしゃいまして、私もどうしたらいいのかなというふうに迷っているところでございますけど、何とか一緒になってこれからも検討してまいりたいというふうに思っております。

続きまして、自治会に未加入の方が地域でも少し問題になっておりまして、災害時や援助等での声かけ等の必要性も当然あるかと思いますが、実際の地域での支え合いについて、自治会未加入の方々にはどの程度までフォローしていいのかという市の見解をお聞きできたらというふうに思います。

〔7番 中島和彦君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

自治会未加入者につきましては、災害がもし発生した場合、市民の協力、地域の助け合いは欠かせないことでございます。自治組織の加入、未加入を問わず、自主防災会の皆さんには避難所などにおきまして分け隔てなく対応をお願いすることになります。そのためには、日頃から近所付き合い、地域のつながりを深めておくことが

大変重要だと考えます。

未加入の方につきましては8月に市民アンケートを実施しております。これは自治組織に未加入、加入を問わず無作為に抽出して行ったものでございますが、この中に自治組織に未加入の方およそ230人からも回答をいただいております。

この方たちに対しまして「生活の上で不安に感ずることは何か」という質問をしましたところ、およそ3割の方が「災害や急病の際に隣近所に頼れる人がいない」という回答でありました。未加入の方が自治組織に求める役割や機能としましては、半数の方が災害時の避難先確保や助け合いなど、防災活動を挙げておられます。こうしたことを踏まえすと、自治組織への加入を働きかけていくことは必要だと考えます。

高齢化も進んでまいります。自治組織の加入の有無にかかわらず、見守りや生活支援といった地域での支え合いも重要な課題です。引き続き自治組織への加入の働きかけを行い、これから設けることにしております自治組織の在り方検討会で未加入者の加入促進や地域の支え合いについて検討を深めてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔7番 中島和彦君 起立〕

○7 番（中島 和彦君） お聞きをいたしました。未加入者の方の近所付き合いをさらに深めていくということで、防災上は、やはり自治会に加入をしていただくということが示されたわけですが、これからはそういうことも未加入者に指導しながら、ぜひ多くの方に入っていていただいて自治会を盛り上げていただきたいということもお伝えしたいなというふうに思います。

先ほど市長のほうからもアンケートの結果の話が出ましたが、最後になりますけど、自治会組織に関すること、また在り方に関する調査等、アンケートを実施されたということでございますが、取りまとめた中で、現状の把握等、これから先そのようなものをどう生かしていくのかということをお聞きしたいというふうに思います。

〔7番 中島和彦君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

先ほど少し申し上げましたが、市民アンケートを8月からおよそ1か月かけまして無作為に抽出しました4,200人の方を対象に行いました。自治組織の活動についてどんなイメージをお持ちか、また未加入の方には加入しない理由などをお伺いし、自治組織の将来像、そして魅力ある自治組織の形成に役立てようということが狙いでございます。

回答いただきましたのは1,712人、回収率は40.76%でありました。

内訳は、自治組織加入の方が1,438人、84%、未加入の方が229人、13%、脱会された方が45人、3%でありました。

概略を紹介いたしますと、自治組織に加入されておられる方に自治組織の活動について「満足」「普通」「不満」「分からない」の4択でお聞きしたところ、「不満」という回答が多かった項目では区費など自治組織の会費であります。そして区長、自治会長などの役員の決め方や役員の職務の負担の大きさについての2つの項目が多くございました。

また、加入されている方が「満足」というふうにお答えになったのは、ごみ集積所の管理や河川一斉清掃など美化活動についての項目でありました。

さらに、「自治組織を将来にわたって維持していくために必要な活動の見直しは」との質問ですが、「行事の参加や寄附に強制を求めない」「参加の少ないイベント等は見直し、活動のスリム化を図る」「役員の負担を軽くする」この3項目を挙げられた方が多くおられました。

また、未加入者の視点からは自治組織に加入しない、または脱会をされた理由をお伺いしましたところ、「高齢や仕事が忙しいため活動に参加できない」「自治組織に加入しなくても困らない」「加入するメリットを感じない」といった項目が多い結果となりました。

また、未加入者や脱会者の方に自治組織に求める役割や機能をお伺いしますと、半数近い方が災害時の避難先確保や助け合いなど防災活動を挙げられ、こうしたことに重要性を感じているということが分かりました。

あわせて、自治組織の運営に携わっておられる役員の方にもアンケートを10月からおよそ1か月かけて行い、136の組織を対象に行いました。現在、調査結果の集計、分析を行っております。113人、83%の方から回答をいただいております。

この2つのアンケート結果から、課題となる項目を、自治組織と市の関係、自治組織内部に関する事など、整理をしております。その上でテーマごとに――先ほど申し上げましたが――これから立ち上げます在り方検討会で議論を進めまして、2年ほどかけて次の時代へ引き継げる自治組織の駒ヶ根モデルをつくってまいりたいと考えております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔7番 中島和彦君 起立〕

○7 番(中島 和彦君) お聞きをいたしました。少し明るい展望が開けたのかなというふうに思います。

ぜひアンケートの内容を自治会の皆さんにも下ろしていただき、これから在り方検討会で真剣に討論を図っていただきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

以上で一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

〔7番 中島和彦君 着席〕

○議 長(小原 茂幸君) これにて中島和彦議員の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時45分といたします。

休憩。

午後2時34分 休憩

午後2時45分 再開

○議 長(小原 茂幸君) 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

発言順位5番、竹村知子議員。

〔13番 竹村知子君 登壇〕

○13 番(竹村 知子君) 皆様、こんにちは。(一同「こんにちは」)

竹村知子、一般質問をさせていただきます。

初めに「物価高騰対策に重点支援地方交付金の活用は」というテーマで質問いたします。

原材料価格高騰などにより、今年9月時点で25か月連続で物価が高騰し、市民生活や事業者などに多大な影響が及んでいます。

政府は、長引く物価高で国民が苦しい生活を余儀なくされている状況に鑑み、税収増を国民に還元する総合経済対策を11月に決定しました。

公明党が強く推進してきた重点支援地方交付金は、各自治体の判断で地域の実情に合わせたきめ細かな対策が可能であり、物価高騰に苦しむ生活者や事業者などへの支援策として大変有効であります。

私は11月22日に市長へ要望書を提出いたしました。その内容としましては、駒ヶ根市において交付金などを活用し雇用の安定や生活者の安心・安全のための対策を講じられたく、要望をいたしました。主なものは、住民税非課税世帯への給付金の早期予算化、医療・介護・保育・学校施設などに対する運営費の補助とエッセンシャルワーカーの処遇改善、農林事業者や地域公共交通・物流事業者などのエネルギー価格高騰に対する支援、賃上げ確保のための適正な価格転嫁に関する技術的支援など、7項目にわたって要望いたしました。

市長からは今各課でまとめているので検討をするという回答でした。

現在、市民生活応援券として市民1人当たり3,000円の応援券の支給や中小事業者のための支援として省エネ化への設備機器の更新などへの経費の補助などを行っていただいております。市民の方からは大変ありがたいというお声を聞いております。

質問ですが、暮らしを守る対策ということで駒ヶ根市の実情に応じた生活支援策に取り組んでいただきたいと思いますが、見解をお聞きいたします。

以上で壇上にての質問といたします。

〔13番 竹村知子君 降壇・質問席へ移動〕

〔市長 伊藤祐三君 登壇〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

御紹介されましたように、国は、補正予算でデフレ完全脱却のための総合経済対策として、低所得世帯支援枠の追加的拡大及び物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するための重点支援地方交付金を総額1兆5,592億円交付することとしております。

駒ヶ根市への交付限度額は、低所得世帯支援枠分及び推進事業メニュー分を合わせまして2億3,719万円となります。

具体的な事業につきましては、御党からの要望も踏まえまして、これまでに行ってきた支援とのバランスも考慮し、調整を進めているとことでもあります。

現時点では、市民の皆様にご利用いただける応援券の販売や燃料価格高騰の影響を受けておられる施設型・畜産農家の皆さん、運送業など事業者の皆さんへの支援を考えております。今議会の補正予算として追加提案をいたします。御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

なお、低所得者世帯支援枠の住民税非課税世帯が対象の1世帯当たり7万円支給につきましては、準備が整い次第、速やかに交付をいたします。

〔市長 伊藤祐三君 降壇〕

〔13番 竹村知子君 起立〕

〇13 番(竹村 知子君) ただいま答弁をいただきました。補正予算として上げていただくということで、検討していただいていることを大変にありがたく思います。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、女性や若者に選ばれる駒ヶ根市づくりを目指すために、また若い世代が市内や中沢に定住してもらえらるための住環境の整備や子育ての支援が必要と感じます。

次の質問は、農業集落排水施設に新たに加入する場合の加入分担金についてお聞きいたします。

市内の農業集落排水事業による整備によって、農業生産の基盤の整備とともに家庭雑排水の処理やし尿の処理が行われ、生活環境及び生活基盤の一体的な整備が図られています。

駒ヶ根市では、市が委託して8つの管理組合で農業集落排水の管理をしています。この加入分担金について、市内であまりにも格差があるので、このことについてお尋ねします。

加入分担金は、竜東の3つの地区——竜東南部、竜東北部、竜東中部、この3つの地区においては、一般住宅で農業集落排水施設を新たに使用する場合、1軒当たり1口の加入分担金が105万円となっています。これは、赤穂の北割、中割など、5つのほかの地域に比べて約40万円以上高いこととなります。

市内で分担金にこんなに差がある理由は、地形的なことや事業規模、組合員数の人口の差によるものだと思います。また、既に加入をされている方との均衡や公平を図るために徴収をしているとのこと。

そして、将来の処理施設、管路施設の改修や更新費用の一部に使用されます。

この制度はインフラ整備のために必要なことだと私も理解はしています。

ですが、現状、中沢に住んでいる20代30代の方々が新たに住宅を建てる場合、まちなかよりも金額の多い加入金の負担、そしてそれに付随する水道管の設置や道路の工事費も負担をするということになり、多額の工事費がプラスとなります。それであれば赤穂に住んだほうがいいと中沢から赤穂に移る方もいます。ますます中沢から若い方が流出してしまいます。

また、移住者で中沢の景観のよさや自然の中で子育てをしたい、若者が農業をやりたくて中沢に住みたいと新築を計画したとき、そんなにインフラがかかるとはびっくりだと、もう少し市民に寄り添った若者への支援や政策などができないかという声をお聞きしました。

市としては今のところ補助がないとのことですが、市内で加入金にこんなに差があることについて、後々は並べていくようにほかの地区と同じくらいに下げてもらえないか、また若い世代に住みついてもらうためにも補助金などを考えていただくことはできないでしょうか。

もともと加入金のこの制度は中沢地区では20年くらい前に建設委員会というのが決めたことで、地元の方で管理する使用料回収も含まれているとのことですが、土地改良の方や建築や設計の業者の方々にもお話を伺いました。また、近隣自治体にも聞いてみますと、地形的なものはありますが、105万円まで高額なところはありませぬ。これからますます人口減少が進んでいく中で、竜東で建設に携わる事業者の方も金額を下げるべき、市で考えていただいたほうがいいとの声もあります。

質問ですが、竜東の3つの地区の加入分担金の差があることについて、そして負担軽減のための補助などの支援はできないものか、見解をお聞きいたします。

〔13番 竹村知子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

まず農業集落排水についてであります。

農地保全や農業用水の水質保全、生活改善を図る目的で、各地区の建設委員会が中心となって、昭和63年度に中割地区での供用開始以降、随時整備されてきております。

供用開始後の施設管理は各地区が行うということで進められてきました経緯がありまして、現在も各地区の管理組合によって維持をされております。農業集落排水は地元の皆さんが主体となって建設し、維持管理をしている施設であるということを御理解いただければありがたいと思います。

次に各地区の加入分担金で生じる金額の違いであります。

先ほど申し上げましたように、農業集落排水施設は地区ごとに整備をしておりますので、住宅の密集度合いや地形の状況によりまして建設費用が異なっております。

特に竜東地区では、広い範囲に家屋が分散しているため管路延長が長くなったことや谷や河川が多くポンプ施設が多くなったことなどから、竜西地区と比べますと建設費用が高くなりました。このため、農業集落排水施設の建設費用の一部を賄うものであります加入分担金も竜西地区と比べますと高くなっております。

住宅等を計画される場所によっては上下水道が整備されていない場所もあり、個人で整備費用を負担することが必要となる場合もございます。住宅等を計画される際は周辺の状況を御確認いただいた上で検討いただくよう、お願いをいたします。

負担軽減の支援策についても御質問をいただきました。

移住者の住宅取得補助金では竜東地域の加算金がございます。45歳以下または中学生以下のお子さんがおられる家庭を対象に、中沢区や東伊那区に移住をされ住宅を新築したり中古住宅を購入したりした場合には10万円が加算されるというものであります。こうした軽減策も活用していただければと思っております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔13番 竹村知子君 起立〕

○13番（竹村 知子君） ただいまお聞きいたしました。これは地元で管理をしているということと、中山間へのそういう10万円などの補助があるということはお聞きいたしました。

ただ、こういうところに当てはまらない方も結構というわけではないですがいまして、そういう方からのお話もありましたので、今後はちょっと長い先に向けても考えていただければと思います。

次の質問に行きます。

今年4月に国ではこども家庭庁が創設されました。このことによって今後の駒ヶ根市の対応はどのように取り組んでいかれるのかお聞きいたします。

こども家庭庁の目的は、少子高齢化の加速、子どもの貧困やいじめ、虐待、子育ての負担など、幅広い子どもの問題に各省庁の縦割りを解消し、ばらばらではなく一元化して対応することを目的としています。子どもの権利を保障し、こどもまんなか社会を目指すことを掲げ、これまでよりも積極的な支援が予想されます。

そこで市長にお尋ねしますが、令和6年4月からは妊産婦、子育て世帯を包括的に支援するこども家庭センター

について全ての市町村で設置が努力義務とされています。駒ヶ根市としての対応をお聞きいたします。

ここで少し駒ヶ根市としてのこれまでの取組を紹介します。

駒ヶ根市では、これまで、妊娠・出産時から乳幼児、子育てなど切れ目のない子育て支援、子育て世代包括支援センターとして様々な施策を行っていただいております。

また、平成16年にスタートした、子ども行政を一元化するという子ども課が設置されて19年になります。これは、市民の方にとっては子どもに関する窓口が一本化されて分かりやすく便利になったという声や、また専門職のネットワークが強化されることも期待をされてきました。このように当市が全国に先駆けて子どもを中心とした支援体制の強化を図るよう努められてきたことに敬意を表します。

質問ですが、今後、駒ヶ根市として、こども家庭センターの設置や子どもに関わる各部署との連携をさらに進めるなど、どのような方向で対応していくのか、見解をお聞きいたします。

〔13番 竹村知子君 着席〕

〔教育長 本多俊夫君 起立〕

○教育長(本多 俊夫君) 先ほどは市長にということでございましたが、私のほうで代わって説明いたします。

国の言いますこども家庭センターとは、現状の2つの機能を一体化しようとするものでございます。2つと申しますのは、母子保健法に基づく妊産婦や乳幼児の健康を保つ支援をする子育て世代包括支援センターと児童福祉法に基づきます虐待や貧困などの問題を抱えた家庭に対するこども家庭総合支援拠点、この2つを一体化して全ての妊産婦と子ども、保護者を支援するセンター機能ということでございます。

一方で、これらの機能に関しましては、議員の御説明のとおり、駒ヶ根市では平成16年3月に子ども行政の一体化特区の認定によりまして母子保健と児童福祉を教育委員会に移管して子ども課ができました。現在はこども家庭センターの役割のほとんどをここで果たしておるところでございます。

子ども行政を一元化して子ども課を設置したこと、これは大変先見の明があるなというふうに思いますが、既にその時点でこども家庭センターの枠組みが形成されたと言えるかなというふうにも思います。

今後のセンター化につきましては、母子保健と児童福祉、双方につきまして十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員、この配置が必須とされております。また、支援を要する子ども、妊産婦等への方針等を明記しましたサポートプランの作成、これを組織体制等も含めて整えなければならないというふうになっております。国から出されますガイドラインや要綱を参考にしながらこども家庭センターの設置に向けて検討を進めてまいります。

引き続きまして母子保健分野と児童福祉分野の一体的な取組を進めるとともに、関係機関との情報共有や連携強化を図り、適切に支援につなげてまいりたいと思います。

〔教育長 本多俊夫君 着席〕

〔13番 竹村知子君 起立〕

○13番(竹村 知子君) ただいまお聞きいたしました。母子保健と児童福祉の関係が一体となるということで、駒ヶ根では一本化でやっていただいているんですけど、さらに統括支援員の配置とかサポートプランの体制ができるということをお聞きしました。さらに充実されていくと期待をしておりますので、よろしくお

願いたします。

次に保育士確保の対策と保育士の処遇向上の取組についてお聞きいたします。

保育士は、未来の駒ヶ根市を担う子どもたちの成長を育むやりがいのある大きな仕事であると同時に、安全を守り安心して過ごせるように環境を整えるなど、命を預かる責任を伴う仕事です。そのために、保育士の人員はとて重要であります。

しかし、保育士の業務は負担が多く、給与などの待遇面や労働環境面の改善がなかなか進んでおらず、この現状が保育士不足をより深刻化させています。

昨今では、核家族が多くなり、働く母親が増えたことにより未満児入所も多くなっています。

また、園での子どもの事故や虐待などを未然に防ぐためには子どもの受入れ定員に対しての保育士の人数見直しが大切だと思います。

保育の現場で働く方たちは人手不足であることを常にかけていますが、なかなか外に声を出せていない状況もあります。

小さい頃に保育士を夢見て進学し、地元で就職しようとしても正規職枠の募集が少ないことで他県、他市へ就職してしまい、地元の保育士の需要の低下へとつながっています。

また、仕事に就いても正規、非正規の賃金格差などを感じて退職してしまう方もいます。

保育士は慢性的な人手不足となっており、人材獲得が課題になっています。

国の配置基準は保育士1人の見る子どもの人数が年齢ごとに決まっています。日本の基準は欧米に比べて手薄だとの指摘があります。そのことで保育事故の増加も問題になっています。

保育士の配置基準は見直しの機会が少なく、特に4歳～5歳児は70年以上変わっておりません。ですが、基準の見直しをすることによって保育士の確保をすることが必要になり、自治体では混乱が生じる可能性があるという指摘もあります。

近隣の自治体では保育士確保の事業を様々に行っていますが、自治体独自で国の基準に比べて多くの保育士を配置している市や町の外から就職された方はアパート代などの住居手当を厚くしている町もあります。地元での保育士確保が保育園を安定されていくことであると感じます。

先月、長野県公明党の女性議員で阿部県知事に要望をいたしました。そのときに保育士の確保と処遇向上について県が今議論、検討している取組をお聞きしました。その内容の一つとして、市町村間で連携した共同での取組として圏域での採用試験の共同実施をすること、公立保育園における保育士の処遇向上としては常勤職員や会計年度任用職員だけでなく任期付職員、任期付短時間職員といったような活用可能な任用形態の多様化、初任給調整手当や住居確保の宿舍支援金などの取組を促進しています。

質問ですが、保育士確保の現状や対策、賃金格差など処遇向上の取組についてお聞きいたします。

〔13番 竹村知子君 着席〕

〔教育長 本多俊夫君 起立〕

○教育長（本多 俊夫君） 議員の御指摘の御心配は、私どもも全くそのとおりでございます。

保育士確保の対策につきましては、保育士の募集をより多くの方に知っていただくために、これまでも市報や告知放送、ハローワーク等の利用に加えまして、市のホームページはもとより、全国規模のサイトに掲載するな

どの新たな取組を行っております。そのほかにも職員から知り合いの保育士に声がけをしてもらうなども行っておりまして、雇用につながった事例もございます。

また、処遇改善につきましてですが、令和4年2月から9月にかけて会計年度任用職員の保育士や幼稚園教諭などの給与を引き上げる取組を国の補助金を活用して実施しております。こうした取組を行っておりますが、現在、一部の園で保育士の欠員が出ております。年度の途中で職員の欠員が出た場合、特にフルタイムの会計年度任用職員につきましてはなかなか応募がなく、正規職員や代替職員でカバーをしているといった現状でございます。

保育士の配置基準につきましては、御指摘のとおり現在は国の基準どおりとなっておりますが、昨年度末に策定しました駒ヶ根市保育・幼児教育ビジョンの中でもニーズに合った当市独自の保育士配置基準を検討しております。これに沿いまして保育士配置基準を検討するとともに、国や県の動向を注視しつつ、引き続き保育士不足などの課題解決に向けて潜在保育士の掘り起こし等も検討してまいりたいと思っております。

〔教育長 本多俊夫君 着席〕

〔13番 竹村知子君 起立〕

〇13 番（竹村 知子君） お聞きいたしました。保育士の確保については、お聞きする限り、努力というか、いろいろされているということをお聞きしました。また、潜在保育士ということでは、まだまだ見えない中ではいらっしゃると思うので、そういう方の掘り起こしをしていただきたいと思っております。

次の質問ですが、育児休業退園を見直してほしいという市民の声について検討状況をお聞きいたします。

育休退園については6月議会で竹村誉議員、氣賀澤葉子議員が質問をしています。その後の検討状況はすぐには変わらないと思うのですが、子育て中のお母さん、孫育て中のおじいさんから、ぜひ駒ヶ根市は考えてほしいというお声があったので質問いたします。

育休退園とは、3歳未満児を保育園に預ける母親が下の子を出産し育児休業を取得すると上の子が原則退園となるのが育休退園です。

駒ヶ根市では、下の子の出産による育児休業では産後2か月で上の子が保育園を退園することになっています。

6月議会の答弁では、現状では、3歳未満児については入所定員に余裕がないこと、保育士の確保がなかなか困難であることから、保育の実施基準に該当しない児童は入所できない、入所定員と家庭のバランスを十分に考慮しつつ、今後も全力で入所できるかどうか検討していくという答弁でありました。

育休退園については、保護者の中で見直しを求める声が広がっています。

諏訪郡原村では、9月定例議会において保護者が育休退園廃止を求める陳情を村議会に提出し、全会一致で採択、村長は育休退園をなくす方向で進めると廃止の意向を示しました。必要な人に必要な保育が行き届くということが大切という意見に賛同が多くあったようです。

保育園に通えなくなる園児への影響を懸念し、保護者の身体的・精神的負担のみならず、保育が継続されないことで子どもの健全な発達を阻害するおそれがあるとの指摘もあります。

下の子の育児休業取得時に上の子が育休退園になるかどうかの判断は各市町村に委ねられています。

飯田市では下の子が1歳になるまではゼロ歳児養護ということで園に通えるようになったとのことでした。

それに対して駒ヶ根市では、全てのケースが対象になるわけではなく、育児休業中であっても、保護者の健康

状態や子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合など、家庭の状況で保育が必要と認定されれば退園せずに継続して利用している場合もあるということです。ですので、この考え方や実態を広く周知していただきたいと思います。そうすることによって保育を必要とする人が利用しやすくなるのではないかと思います。そういうことがとてもありがたいなと思います。

昨年お話を聞いた子育て中のお母さんからは、御自分の体の状況で上の子の保育の継続を求めたときには、夫婦で何度も市や園に面談に行き、相談をしたり、病院の診断書が必要だったりということで、長い時間と労力がかかってつらかったということをお聞きしました。それだと、3人以上子どもを産みたいと考えている場合、短期間での出産を計画している保護者にとって育休退園はつらく、不安でしかないとのことでした。

育休退園の見直しについての検討をお聞きいたします。

〔13番 竹村知子君 着席〕

〔教育長 本多俊夫君 起立〕

○教育長（本多 俊夫君） 育児休業に伴う未満児の園の対象の状況につきましては、6月議会の定例会におきまして、先ほどもおっしゃられましたように竹村議員の一般質問で答弁をいたしました。

3歳以上の児童につきましては、入所定員に余裕があることから希望する児童全員が入所できております。

3歳未満児につきましては、入所定員に余裕がないということ、また保育士の確保がなかなか困難なこと等により、本来の保育実施基準を満たした方全員を優先することで待機児童を出さない、つぐらないうていうことの方針で取り組んでいる現状でございます。

しかし、全てのケースで対象になるわけではなく、先ほど御指摘のように、育児休業中であっても保護者の健康状態や子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合など、家庭の状況で保育が必要と認定されれば退園せずに継続して利用していただける場合がございます。今後も周知に努めてまいりたいと思います。

3歳未満児の受入れにつきましては、入所定員と保育が必要な御家庭のバランスを十分に考慮しつつ、今後も検討してまいりたいと思います。

〔教育長 本多俊夫君 着席〕

〔13番 竹村知子君 起立〕

○13番（竹村 知子君） お聞きいたしました。ぜひ周知のほうをお願いしたいと思います。

次の質問です。

自治組織の在り方、役割について市長の見解をお聞きいたします。

先ほど中島議員からもありましたが、少し視点が違いますので、お願いいたします。

駒ヶ根市自治組織の在り方検討会は、委員も決まり、12月に開催されると聞いています。

自治組織は役員の担い手を選ぶのに苦労しています。この時期、役員の方々は常にそのことが頭から離れません。そして、なかなか引受手がない状態です。

また、隣組加入率も下がってきており、自治組織の在り方について現状を把握し、しっかり見直し、新しい道を探っていくにはちょうどいい時期の検討会だと思います。

自治組織に関しては、行政区切りが各課で縦割りになっており、住民活動も自然に縦割りになっている側面もあります。現在、自治組織は総務課行政管理係、地域に任されている自主防災は危機管理課、地域の介護

予防など住民が担っている通いの場——サロンなどは地域保健課、子どもの子育てなどは子ども課となっています。

このようなことを踏まえ、自治組織の在り方の検討会においては、行政の関わっている課が全て検討会に参加することが望まれます。どこに何が必要なのか、住民の代表と行政が時間をかけ未来に向けて話し合っていくことが将来につながるのではないのでしょうか。

このところ市長さんも介護予防の通いの場に行かれ、多くのことを感じておられると思います。

自主防災も各区単位で進めています、その中の組織をより細かくしなければ実際には役割を果たせないことは、自主防災を運営している皆さんが感じていることです。

自主防災も介護予防も地域に密着したものであり、隣近所のお付き合いの中で成り立っています。災害時にもそれが一番安心できる環境であると専門家も言っています。これらを地域で運営していくには、やはり区政が確立していないと運営がスムーズにはいかなくなってしまう。

そこで質問です。

自治組織の在り方検討会の委員と行政の構成、今後の進め方をお聞きいたします。

市長は11月29日に発表された政策で「持続可能な自治組織の仕組みを探り、「駒ヶ根モデル」を打ち出す。」とされていますが、自治組織の在り方、役割についての見解をお聞きいたします。

〔13番 竹村知子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

まず在り方検討会の委員の構成であります。

29人の方を予定しておりまして、区から推薦をいただいた方々に加えまして、自治組織に未加入の方にも参加希望を募って委員になっていただきます。加入者、未加入者、両方の視点から自治組織を取り巻く様々な課題を整理し議論を進めたいとの狙いからであります。

また、加入促進という点で共通課題を抱えておられる消防団や高齢社会への対応に共に取り組んでおられる社会福祉協議会や支え合い推進会議などからも委員を選出していただいております。

様々な立場、世代の視点から議論を深めるため、大学生や子育て世代、企業の推薦者、また駒ヶ根市へ来られた移住者の方にも参加をいただきます。

また、アドバイザーには地域課題に深い見識をお持ちである大学教授をお願いいたしました。

第1回の検討会は11月21日に開催をいたします。

次にこの検討会と市役所各課の関係であります。

議論を通じまして明らかになった課題につきまして市が関わるものは、関係各課が連携して解決を目指して取り組んでまいります。テーマによっては関係課からの参加も検討をしております。

検討会での議論の進め方ではありますが、進行役としまして座長を置き、委員相互の意見、提言を尊重する、発言者の公平性に配慮することを原則といたしまして、意見の集約に当たりましては実現可能な提言となるよう取り組んでまいります。

また、役員負担の軽減と担い手不足の解消といったテーマをそれぞれに決めて、少数のグループに分かれて議

論を深め、さらに全体会で結果を集約するといった方法で進めたいと考えております。

講演会や先進地への視察も検討いたします。

最後に自治組織の在り方、役割であります。

自治組織の機能は、防災・防犯など安心・安全機能や環境美化機能、学び合い機能、交流・親睦の機能、高齢者支援など支え合いの機能、情報伝達機能、行政などへの要望機能などからなっております。自治組織はまちづくりの中心的な担い手であると認識をしております。したがって、将来にわたってしっかりと機能し、持続していくことが地域社会にとって重要です。

駒ヶ根市の自治組織は支え合い、つながり合っていく力を持っております。こうした力があるうちに課題に取り組んでいけば、20年50年と続く新たな自治組織をつくっていくことができると考えております。これから始めます自治組織の在り方検討会を通じまして次の時代へ引き継ぐことができる駒ヶ根モデルの創出を目指してまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔13番 竹村知子君 起立〕

○13番（竹村 知子君） お聞きいたしました。

次に、自治会のデジタル化など、デジタル技術を活用しての地域コミュニティの再構築についてどのように考えているかお聞きいたします。

人口が減少し高齢化が進む地域では、自治会などの役員として働ける方も少なくなる中で、地域コミュニティの維持は難しいように思います。

10月に総務産業委員会で行政視察に伺った岡山市では、平成13年度からコミュニティの活性化と地域からの情報発信を目的にウェブページによる情報発信と電子回覧板、電子掲示板などの機能を備えた電子町内会の取組を推進しています。一例ですが、岡山市として町内会のホームページ作成や町内会から町内会員へのメール一斉配信を支援しています。

先進的な取組と感じましたが、利用率の伸び悩みや人材確保など、デジタル化の推進には難しいところもあるようでした。

岡山市とは人口や予算規模も違うので比べられませんが、今、自治体DXを進めていく中での手法として、今後は必要な取組ではと感じました。

当市においても、LINEなどデジタル技術を活用して住民同士の情報交換の場や今使っている持ち回りの回覧板を電子回覧板に移行するなど、電子自治会というようになどなでも扱える柔軟で安易なツールの活用を検討はいかがでしょうか。

これからは若い世代の方もどんどん自治会の役を担っていくことになります。もちろん、高齢の方も今まで何度も役員をやってきた、若い人がいないから仕方がないと言われて頑張っていたいただいておりますが、このような方にも対応が必要かと思えます。

専門家は言っています。地域を下支えしている自治会は行政とのパイプ役、行政サービスの一端を担っている社会資源である、重要なのは地域を支える、考える人の存在であり、それを育む新しい仕組みづくりが必要ではないかと言われております。

質問ですが、駒ヶ根市の自治会でのLINEなどデジタル技術の活用をどう考えて進めているかお聞きをいたします。

〔13番 竹村知子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

先進事例を基にデジタル技術を活用した地域コミュニティの再構築について御提案をいただきました。

自治組織の在り方検討会の基礎資料としてアンケートを行いました。多くの現役の役員の方が広報物の回覧につきまちは負担が大きいと回答されておられます。したがって、行政などからの広報物の回覧の負担は自治組織の在り方検討会で議論すべき課題だと考えております。

現在、DX戦略の一ついたしましてエコーシティ・駒ヶ岳のケーブルテレビのデータ放送を用いた情報配信事業を計画しております。スマートフォンやネット環境の有無に関わらず利用できますケーブルテレビはお年寄りにも使いやすいメディアであり、普及率も高いので、かなりの割合の世帯をカバーできるメリットを抱えております。こうした事業や、今、議員が御紹介いただいた先進事例も含めまして、在り方検討会の中で役員の負担軽減策や情報伝達手段などを議論いただきたいと思いますと考えております。

市としましても、回覧板機能、安否確認などに活用できる新たなコミュニケーションツールの導入も検討してまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔13番 竹村知子君 起立〕

○13番（竹村 知子君） お聞きいたしました。今までのアンケートの結果では回覧の負担が大きということもあったということで、負担軽減ができるように今後検討していくということですので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に「観光のインバウンドへの取組の現状と課題は」についてお聞きいたします。

ウイズコロナで日本全体に外国人観光客が増えています。駒ヶ根市への外国人観光客の実態と対応をお聞きいたします。

日本政府観光局の調べでは、今年10月の訪日外国人観光客はコロナ前の2019年同月比100.8%の251万6,500人となり、コロナ後、初めて2019年同月を超えました。

ニュースなどを見ると、大きな観光地はもちろんですが、隠れ家的なところまで外国人観光客が入ってきています。

また、SNSの情報の影響も大きいと言われています。

駒ヶ根市でのある一面を少し紹介いたします。

東伊那のふるさとの家にイギリス人の団体観光客が4回来ています。受入れには担当の青年海外協力協会のJOCOAの職員、市内のそば打ちの名人、補助スタッフの3名～4名で対応しています。そば打ちを見てそばを食べる企画ですが、回数をこなすうちに対応もスムーズに運ぶようになりました。

また、旅行会社関連の人が観光協会に立ち寄って外国語パンフレットについて尋ねたところ、韓国語はあるが、ほかは用意がないとのことだったと聞きました。後で確認すると、実際は韓国語、台湾語、英語、中国語が用意

してあるということでしたが、一目見て分かるようにはなっていないということです。

これからは外国人が少しだけ立ち寄ることも煩雑に起きてくることが考えられます。語学を生かして働ける地域おこし協力隊や職員を集中して観光施策に生かすときではないでしょうか。

質問ですが、改めて、現在、観光協会には外国語のパンフレットは何か国語が用意をしてあるのでしょうか。

市内、近隣で観光名所として思い当たるところは国定公園の中央アルプス、光前寺、養命酒工場、マルスウイスキー、早太郎温泉などが浮かびますが、2つ目の質問として、駒ヶ根市の観光では外国人に向けて現在どのような準備をしているのか、内容や人員体制などをお聞きいたします。

〔13番 竹村知子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

駒ヶ根観光協会では英語、中国語、韓国語の3か国語のパンフレットを作成しております。中国語は簡体字と繁体字の2種類を用意してございます。いずれも観光案内所の窓口で配布しております。

外国語パンフレットであります。市と、それから先日立ち上げました観光協会の専門部会が連携をしましてリニューアルの検討を進めております。長野県観光機構にアドバイスをいただき、内容や対応言語等を今後詰めまして、来年度から配布できるよう準備を進めます。

電子パンフレットも併せて作成をしたいと考えております。外国人観光客の皆さんが駒ヶ根市の観光情報を手軽に取得できるよう、電子パンフレットなども活用し、ホームページを利用しやすく見やすいものにしてまいりたいと考えております。

次にインバウンド観光に向けた取組であります。

11月に行いました景気動向調査の際、宿泊施設から最近では欧米系の外国人の個人客の方々が多くなっているというお話を伺っております。また、外国人のお客様に接する機会が少ないために、いざ来られたときには従業員の皆さんが身構えてしまうという悩みも伺っております。

こうした状況を踏まえまして、来年1月～3月にかけて宿泊施設や飲食店の従業員の皆さんを対象にインバウンドおもてなし研修を駒ヶ根観光協会と連携しまして5回程度開催することを計画しております。外国人のお客を迎える心構えや食に関すること、また飲食店などに求めることなどを学ぶ機会を設けまして、おもてなしの向上を図りたいと考えております。

また、外国人観光客のコミュニケーションツールとしましてスマホアプリの活用を研究するとともに、観光協会職員とともにスキルアップができるよう、さらなる研修などにも取り組んでまいります。

次に外国人観光客の誘客についてであります。

駒ヶ根市単独で取り組むだけではなく、他の地域とも協力して進めていきたいと考えております。

その一つとしまして、伊那路・木曾路広域観光連携会議では、伊那路地域と木曾路地域にある観光資源の洗い出しをいたしまして、幾つかを組み合わせたモデルコースを造成いたしました。このモデルコースを外国の旅行会社やいわゆるインフルエンサーと言われる皆さんを対象にしたツアーを行いまして、観光コンテンツや宿泊施設に対する感想や意見を伺い、フィードバックしまして外国人の皆さんに興味を持ってもらえるコースとしたいと考えております。来年はこれをインバウンド向け商品として販売していく予定であります。

また、平成24年から重ねてきました台湾台中市との交流事業であります。平成30年には長野県、台中市、駒ヶ根市の三者による国際友好交流覚書を締結しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行のために交流は途絶えております。今後、相互交流の再開に向けて取り組んでまいります。

日本を訪れる外国人旅行者は爆発的に増えております。駒ヶ根市の魅力をPRするとともに、受け入れる側のおもてなし向上を目指しまして、さらに取組を進めてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔13番 竹村知子君 起立〕

○13 番（竹村 知子君） ただいまインバウンドの取組をお聞きいたしました。インバウンドおもてなし研修を計画しているとか、インフルエンサーを使うなどは画期的なことだと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に「带状疱疹予防ワクチン接種の費用助成は」についてお聞きいたします。

带状疱疹は50歳以降の中高年齢層に多く発症する病気です。子どもの頃に罹患した水ぼうそうが治った後も再活性化して発症することです。加齢や疲労、ストレスなどで免疫が落ちたときに発症しやすく、80歳までに3人に1人が带状疱疹になると言われています。

私も、数年前の夏の終わりに頭に带状疱疹ができました。後頭部にガラスが刺さるような痛みがちくちくずきずきとあり、そのうちに熱が出てきて、処方箋の痛み止めを飲んでも痛みは治まらず、眠れない日が続きました。回復までに1か月はかかりました。

神経が損傷されることで皮膚の症状が治った後も人によっては痛みの残ることがあり、3か月以上痛みが続くものを带状疱疹後神経痛——PHNと呼ぶそうです。50歳以上の方の2割はPHNになる可能性があり、生活の質の低下を招きかねません。

また、発症する部位によっては、顔面神経麻痺や目や耳の障がいなど、重い後遺症が生じることもあります。特に高齢者はリスクが高く、PHNにならないためにも带状疱疹の早期発見、ワクチンでの予防が大切ということです。

今はテレビでも盛んに带状疱疹にはワクチンがあることや接種推奨のコマーシャルをやっています。しかし、带状疱疹ワクチンの接種費用は、生ワクチンで1回接種で約1万円、不活化ワクチンは1回2万円程度と高額で、しかも2回接種しなければなりません。

予防効果としては、生ワクチンは51%、不活化ワクチンの効果は97%あります。効果はあるのだけれど高いということで、国としても公費負担のある定期接種化に向けての動きに取り組んでいますが、まだ検討の段階の状況です。

昨年1月の時点では全国で13の自治体が費用助成をしていましたが、今年11月の時点で独自に助成している自治体が326に上り、来年度実施予定を含めると400に迫る勢いです。

群馬県桐生市では、一部助成をするようになって、今年度の申請者数の想定は300人だったのが8月末時点で919人から申請があり、好評だそうです。

近隣では辰野町が来年4月から助成を行います。

私は昨年6月議会において带状疱疹ワクチンの接種費用の助成について質問をいたしました。そのときの答弁

は国の状況を注視し検討していくというお答えでした。

今回は駒ヶ根市において費用を助成した場合の予算規模の推計を提示させていただきました。ぜひ御検討をいただきたいと思います。

带状疱疹ワクチン接種の費用助成を行うべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

〔13番 竹村知子君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

带状疱疹ワクチンは、現在、任意接種に位置づけられておまして、御指摘のとおり、発症予防、重症化予防のためには個人が判断して接種をするワクチンとなっております。自己負担となっております。

現在、厚生労働省所管の厚生科学審議会ですべての予防接種法に基づいて行う公費負担や定期接種化を検討するワクチンの一つとして有効性の持続期間や安全性、費用対効果等について議論が行われております。

先月——11月9日ではありますが、この審議会が開催されましたけれども、まだ具体的な方針等は示されておられません。

市としましては、引き続きこうした国の動向等を注視いたしまして適切に判断してまいりたいと考えております。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔13番 竹村知子君 起立〕

○13番（竹村 知子君） 答弁をお聞きいたしました。引き続き国の動向を注視していくということでした。

带状疱疹のことを知らないという方も多くいらっしゃいますので、ぜひ市のホームページなどで病気の内容とのかについてもお知らせいただければと思います。

以上で私の一般質問を終わりといたします。

〔13番 竹村知子君 着席〕

○議長（小原 茂幸君） これにて竹村知子議員の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後3時50分といたします。

休憩。

午後3時39分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（小原 茂幸君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

発言順位6番、竹村誉議員。

〔10番 竹村誉君 登壇〕

○10番（竹村 誉君） 会派 アルプス、日本共産党の竹村誉です。本日最後の質問者になると思います。よろしくお願ひします。

それでは通告書に従い、最初に「伊藤市長の、市長選2期目にいどむ政治姿勢を問う」、このことについての質

問をしております。

伊藤市長は、任期満了に伴う1月14日告示21日投開票の駒ヶ根市長選挙へ2期目に挑む立候補を表明いたしました。11月28日には政策構想を発表し、その中では誰も見たことがない駒ヶ根市を市民と共につくと述べています。この発言の意味と意図するところは何なのかと市民から聞かれることがあります。今回の私の通告から関連する重要なことなので、伊藤市長2期目の政治姿勢を問うこの質問の最後に関連の質問としてこの発言の意味と意図するところの答弁を求めますので、そのつもりでお願いいたします。

今回の伊藤市長2期目に挑む政治姿勢を問うとした18項目に及ぶ質問通告は、共産党駒ヶ根市議団が過日の9月議会最終日に市長にじかに手渡しで申し入れた内容です。市長はじめ理事者の皆さんには立ち会っていただき、既に御承知いただいている申入れであります。

しかし、残念ながら市からは文章での回答はいただけないということでしたので、伊藤市長が2期目に向けてどのように市政のかじを取り、どんな方向を目指すのか、または否か、その一端を子育て応援、暮らし、農業政策、病院、福祉、防災、安全、平和について、それぞれ一般質問を通して2期目に挑む市長の政治姿勢を簡潔に質問しております。

最初に子育て応援について5点、壇上から質問します。

1つ目に、教育費無償化の理念の下、小中学校の給食費をなくし、保護者負担をなくす考えについて、全国的にも、そしてさきの飯島町長選挙でも争点になりましたが、2期目に向けての給食費無償化の展望をお聞きします。

2つ目に、子育て世帯にとって負担が大きい3歳未満児の保育料負担を軽減する支援策の考えについて答弁を求めます。現在は8時間保育で最大4万4,500円——月にですね——というような状況があります。これについて質問します。

3つ目に、子育て応援に逆行する育休退園——育児休業中の退園についてですが——先ほど竹村知子議員より質問もありました。そして、6月議会の教育長答弁では入所定員と保育が必要な家庭のバランスを考慮しつつ今後も全力で検討するとしていましたが、育休退園の見直しを2期目で実現する構えがあるのかないのか、その覚悟について市長の答弁を求めます。

4つ目に、国保納税世帯の18歳までの子どもの国保税均等割を廃止する考えについて、市長は6月議会でも独自で子どもの均等割を廃止することは考えていないとしていましたが、全国的にも独自に減免する自治体が増えており、国保納税者に占める子どもの均等割の市の税負担は決して大きい額ではありません。2期目に向けて実現する考えについて、改めて答弁を求めます。

5つ目に、高校再編問題に関係して、地元自治体首長として地元高校の存在意義を認識し、伊南に2つの高等学校存続の意志と行動を起こす考えについて市長の姿勢と覚悟を聞きます。

以上5点、子育て応援施策について2期目に挑む市長の政治姿勢を答弁願います。

〔10番 竹村誉君 降壇・質問席へ移動〕

〔市長 伊藤祐三君 登壇〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

まず小中学校の給食費についてであります。

市が単費で給食費を無償化した場合、継続的な財源の確保が課題となります。国の動向などを見ながら検討を進めてまいりたいと思います。

次に保育料についてであります。

現在、3歳未満児の保育料につきましては、国が行っている軽減策のほかに、市独自の施策としまして第3子が50%軽減、第4子以降は無料という軽減策を行っております。

今後の拡充につきましては、状況を見ながら検討をしております。

次に育休退園であります。

育児休業に伴います未満児の園の対処の状況につきましては、先ほど教育長が竹村知子議員の質問に対して答弁をいたしましたとおりであります。

3歳以上の児童につきましては継続をして受け入れております。

未満児につきましても入所定員と保育を必要とされる御家庭のバランスとを十分に考慮して検討をしております。

次に国保税についてであります。

子どもの均等割軽減の拡充につきましては、全国一律で行われるべきだと考えております。

本年度、全国市長会としまして、国に対し対象年齢や軽減割合を拡充するよう重点提言として要請を行っております。

今後も引き続き市長会などを通じて要請をしております。

最後に高校についてであります。

地元にとりまして高校は非常に大きな意義があり、価値があるものだと考えております。

令和3年度から市と市内の2つの高校が協定を結んで始めましたウミガメプロジェクトは、大事な地域資源である地元高校を地域ぐるみで盛り立てていこうと取り組んでおります。このように地元の自治体が主体となり企業や地域の皆さんとともに県立高校と連携し取り組んでいるケースはほとんどありません。こうした思いを、まず、ぜひ御理解いただければと思います。

赤穂高校につきましては、現在の場所で総合学科新校への移行が決まっております。新校の掲げる学校像の実現に向け、引き続き地域として支援をしております。

上伊那総合技術高校につきましては、これまで地元自治体として懇親会に参加し地域の考えを伝えるなど、取組を進めております。

県教委で検討されている結果をまずは見たいと考えております。

〔市長 伊藤祐三君 降壇〕

〔10番 竹村誉君 起立〕

○10番（竹村 誉君） 答弁いただきました。

市長が提唱した子育て全力応援で市民は近隣自治体と比較して子育て支援の効果を実感できたのか、疑問に感じるところであります。ぜひ市民が実感の持てる子育て施策を展開していただきたいと強調しておきます。

5番目に質問した高校再編、特に駒ヶ根工業高校の存続についてですけど、2020年6月議会の私の質問に対して市長は少子化に伴う単なる統廃合ではなく地域と共に歩む魅力的な高校づくりを後押ししていきたいと答弁し

ています。

地域と共に歩む魅力的な高校づくりという表現は、伊南地域に2つの高等学校の存続、そういう認識ではないのか、改めて答弁を求めます。

〔10番 竹村誉君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） 先ほど申し上げましたとおり、市と駒ヶ根工業高校、赤穂高校の三者で協定を結んで、共に盛り上げていこうということで既に3年の取組を続けております。こうした思いを持って実現をしている自治体は、県内にはございません。その思いを理解していただければと思います。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔10番 竹村誉君 起立〕

○10番（竹村 誉君） 地元の首長として駒工も含めて残したいという胸の内を聞きたかったわけですが、残念です。

次に、市民の暮らしに関連することについて5点ほど質問いたします。

1つ目は、物価の高騰により日々の暮らしやなりわいに大変な状況が生まれています。物価高に対応する生活支援、事業者支援策をさらに拡充し、市民生活を支援する考えについて答弁を求めます。

2つ目に、堅調なふるさと納税の使い方などを含めて、予算の使い方を生活応援に切り替えて拡充し、市民生活を応援する考えについて答弁を求めます。

3つ目に、寒い冬に備える低所得者への福祉灯油の実現について答弁を求めます。

2022年12月議会では、福祉灯油について市長は支援の効果を踏まえつつ、さらなる支援が必要か今後検討したいとしていました。そして、一昨年は実施しましたが、昨年は実施しませんでした。

一定の基準を設けることを含めて恒常的に実現していく構えを市として取っていくことが必要だと考えますが、2期目に向けてどのように考えているのか、答弁を求めます。

4つ目に、国保税、介護保険料の負担が増大しないように、税負担の軽減についての政治姿勢の答弁を求めます。

9月議会では、国保税の税額負担について、市長は、税額が統一された後、駒ヶ根市による独自の支援については、県単位による国保税、国保制度の安定的運営を目指す方針とそぐわないとして、考えていないと、そういう答弁でしたが、2期目についても国保の税負担、介護保険料の負担軽減は考えていないのか、答弁を求めます。

5番目に公共交通の拡充についてですが、定期運行路線の実現など、市民の足を保障する公共交通の拡充について答弁を求めます。

以上、暮らしに関わる5点の質問への答弁をお願いいたします。

〔10番 竹村誉君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

まず物価高対策であります。

先ほど竹村知子議員に答弁いたしましたが、真に支援が必要な生活者や事業者に支援が行き届きますよう、限

られた予算の中で最大限の効果が上げられるよう取り組んでまいります。具体的な施策をまとめまして今議会に補正予算として追加提案いたしますので、御審議をよろしくお願い申し上げます。

次にふるさと寄附であります。

市民の皆さんへの生活応援につきましても、今後もその時々为社会経済情勢に応じまして必要な対応をしてまいります。

ふるさと寄附は、寄附をいただく際に希望する使い道を選択していただいております。今後もこうした意向に沿った施策に活用させていただきます。

次に福祉灯油であります。

最近の燃料や食品、日用品等の物価高騰が市民の皆さんの生活を直撃しており、とりわけ低所得者世帯の方にとりましては家計に大きな影響を与えていると認識しております。

先ほどお答えをいたしましたとおり、灯油に限らず、低所得者の世帯の方には支援策として現金支給をしたいと考えておりまして、今議会に補正予算を提案してまいります。

次に国保税などについてであります。

国保税につきましては、長野県で統一化した後、駒ヶ根市独自の軽減を継続して行うことは、県による統一化の目的とそぐわないため、考えておりません。

介護保険料につきましては、現在、低所得者の方々に軽減策を導入しております。令和5年度では2,685人、計およそ2,645万円の負担を軽減しております。

令和6年度から始まる第9期介護保険事業計画における介護保険料額は現在検討中であります。今後、国から示される標準的な保険料率を参考にして、引き続き低所得者の方々の負担を軽減したいと考えております。

最後に公共交通についてであります。

これまでも申し上げてきましたとおり、駒ヶ根市では地域公共交通協議会が市地域公共交通計画に基づいて運行及び検討を進めております。

定時運行路線など、公共交通の拡充につきましては、今年度は山麓観光周遊バスの実証実験を行いました。今後も改善を図って進めてまいります。

また、昭和伊南総合病院の移転に伴う新しい交通システムや竜東地域の拠点施設と中心市街地を結ぶ路線につきましても地域公共交通協議会で検討を進めてまいります。

公共交通につきましては、ドライバー不足が全国的な課題になるなど、今後の維持、発展に困難な状況も想定されます。関係機関や事業者の皆さんなどと連携して協議を続けてまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔10番 竹村誉君 起立〕

○10番(竹村 誉君) 特に国保税のことに関しては、国の方針、国のやることに何でも右に倣えでは、市の独自性も、首長としてのリーダーシップも、地方自治体自らの意思と責任の下でなされるという自由主義的・地方分権的要素も持ち合わせていない駒ヶ根市ということになってしまいますので、国保税とか介護保険料の市民負担は市として応能負担原則を堅持し、独自支援を迫及するなどの意思を示さないものか、残念に思っております。

このように国の求めに安易に追随するのではなく、市民の命と暮らし、そして財産を守る上で、どこに軸足を置き地方自治の進むべき方向を判断するのか、市長はそのところを突き詰めていかなければいけないはずだと強調しておきます。(小原晃一議員「ここだけは、いいんです」と呼ぶ)そこだけ……。何だ、そこだけはって…。

次に農業政策について3点ほど質問します。

1つ目は、主要農産物である米の価格保障と消費拡大政策を実現する考えについて答弁を求めます。

3月議会では、財政負担などで米の価格補償の導入は難しいと、消費拡大は今後も取り組んでいくという答弁でしたが、2期目に向けて地元産米に対する行政なりの支援策の考えについて答弁を求めます。

2つ目は、農業従事者の経営を助ける燃油代、資材費、肥料代等の支援の拡充について、これまでも物価高騰対策などで市も対応してきましたが、2期目に向けて今後の対応の考えについて答弁を求めます。

3つ目は、家族農業でも未来に希望が持てる施策を進める考えについて質問します。

これまでも日本の農業を支えてきたのは家族農業、兼業農家でした。そして、離農、耕作放棄に追い込まれるのもそうした小規模農家が大半であります。離農、耕作放棄が拡大しないように家族農業でも未来に希望が持てる施策を進めるべきだと思いますが、その考えについて答弁を求めます。

以上、農業政策3点への答弁をお願いします。

〔10番 竹村誉君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

まず米の価格保障、消費拡大であります。

駒ヶ根市は、経営所得安定対策のナラシ対策や農業経営収入保険制度への加入促進、中山間地域直接支払事業、環境保全型農業直接支払交付金事業、スマート農業導入支援事業、営農センター事業など、補助事業を活用しまして農家の皆さんの所得安定に取り組んでおります。

御提案の新たな米価格保障制度の創出は、市の財政負担が相当大きくなることから、国の所得安定対策との整合性等から考えますと難しいと受け止めております。

しかし、エネルギーや資材のさらなる高騰など、突発的なコストの増加といった状況が発生した場合は必要な対策を検討する必要があると考えます。

消費拡大につながる販路拡大では、JAなどを中心に大規模ロードで販路拡大の取組を行っていただいております。

市が独自に買い取って販売するというような方策は現実的ではないと考えます。市としましては、引き続き関係団体と連携し、各種補助事業を活用して農家の皆さんの経営基盤強化につながるよう取り組んでまいります。

次に農業経営の支援策の拡大であります。

先ほど申し上げましたとおり、駒ヶ根市は、国の支援制度であります経営所得安定対策のナラシ対策など、様々な対応を行っております。

今議会に提案いたしました一般会計補正予算（第8号）では、4月の凍霜害による果樹被害への支援としてリンゴ農家の皆さんへ被害果実の販売支援を、キノコ農家の皆さんにはキノコ培地資材費の高騰への支援を、そ

れぞれ盛り込んでおります。

また、先ほど竹村知子議員に答弁いたしました。今回成立をいたしました国の補正予算を活用しまして、燃油等の価格高騰による農業経営への影響緩和を図るため施設型農家や畜産農家への支援につきましても具体案をまとめ、今議会中に追加提案をいたします。

最後に家族農業についてであります。

駒ヶ根市の農家1戸当たりの経営耕地の平均面積は、令和2年の農林業センサスの統計調査によりますと、田と畑を合わせましておよそ90aであります。自給的農家と副業農家が大半を占めておりまして、小規模経営が多いことが分かります。そのため、生業としての営農から離れる農家も多く、遊休農地や荒廃農地が増加する原因にもなっております。

こうした状況は全国的な傾向であります。このため、国は認定農業者や農事組合法人を中心にした仕組みづくりへ政策を向けております。法人経営体づくりや中山間地域直接支払事業、多面的機能支払交付金といった制度を設けまして地域農業の継続、農村環境の確保を図っております。このように、国レベルで集約型組織づくりへ進んでいるのが現状であります。

小規模農家への戸別の補助金など新たな支援を創設する場合、こうした政策の方向と異なるため、市独自で実施する場合には、国庫や補助施策がなく、財政負担が相当大きくなることが想定されまして、対応は難しいと考えます。

しかし、多くの労働力を必要としない新たな振興作物づくりなどは小規模農家でも可能であります。これまでもゴマなどの取組を進めてまいりました。引き続き県やJAなどと連携をしまして駒ヶ根市の風土に適した作物を模索し、研究してまいります。

市としましては、現在策定を進めております地域計画で各地区の農家の声をお聞きし、それぞれの農家にふさわしいきめ細かな施策を進めたいと考えております。

今後も、集約型営農への支援を重点に置きつつ、小規模農家も取り組める農産物の検討などを行い、市全体の農村が守られるよう取り組んでまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔10番 竹村誉君 起立〕

○10番（竹村 誉君） 市独自の支援策としては、財政的にも駒ヶ根市のできる規模は小さく、打てる施策も限られているということかもしれませんが、今後は農家の皆さんの意見も聞きながら共に知恵を出し合っ何とか駒ヶ根市の農業を維持していく、守っていくということ、そういった気概を市長に求め、強調しておきます。

次に病院、福祉についても2点伺います。

1つ目は、介護政策の要である特養入所待ちゼロと在宅サービスの充実の姿勢について答弁を求めます。

9月議会での同様の質問への答弁では、住宅サービスや施設サービスのバランスを取りながら進めていくということで、それによって特養の入所申込みも減少していくという答弁でしたが、その後、具体的に第9期介護保険事業計画を策定する過程で介護サービスの需要と供給のサービス見込み量を推計して、高齢者が必要なときに希望するサービスが利用できるようサービス見込み量を分析し、介護サービスの基盤の充実、強化に取り組むこ

とを盛り込むとしていました。

2期目に向けてどのように考えているか、答弁を求めます。

2つ目に、移転新築される昭和伊南総合病院の医療体制、これを駒ヶ根市長であり伊南行政組合の組合長として利用者目線で拠点施設整備に取り組む姿勢について答弁を求めます。先ほどの質問にもありましたが、改めて答弁を求め、以上、病院、福祉で2点の答弁をお願いいたします。

〔10番 竹村誉君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

まず特養入所待ちゼロといった点についてであります。

9月議会で答弁をいたしましたが必要なきに希望するサービスを利用できるよう、今後の需要と供給のサービス見込み量を分析し、在宅サービス、施設サービスのバランスを取りながら進めることが特養の入所待ちを減少させていくと考えております。現在、第9期介護保険事業計画の策定を行っております。この中で具体的な介護サービス基盤の整備を盛り込んでいく予定であります。

また、特養入所を希望される方の中には受入れが難しいとされる医療ニーズがあります。その一つに人工透析がありまして、入所できず在宅生活を余儀なくされる場合がございます。

令和5年度では、特養入所待ちを減少させる取り組みの一つとして市の在宅医療・介護連携推進協議会で医師の皆さんから透析患者の対応について御提言をいただきました。御提言を受けまして、これまで受入れができなかった特養事業所において透析医療機関との意見交換や研修会を開き、入所に向けた体制づくりを行ったところであります。

今後も、在宅医療・介護の連携や利用者の皆さんの希望に沿ったサービスが受けられるよう、通所、訪問、宿泊等の在宅サービスを充実させまして特養入所待ちの減少を図ってまいります。

次に昭和伊南総合病院であります。

新病院は「伊南行政組合 昭和伊南総合病院 新病院建設基本計画」に基づいて整備を進めております。

伊南地域における唯一の総合病院として移転後も広く地域住民の皆さんの安心のよりどころとして役割を果たせるよう、構成市町村と連携をいたしまして運営に携わってまいります。

地元の市として近隣住民の皆さんの御意見をお聞きし、周辺整備等、市が関わる部分については積極的に取り組んでまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔10番 竹村誉君 起立〕

○10番（竹村 誉君） 透析患者の受入れ態勢が整うという進展があったということで、それは本当に歓迎することだと思います。私の身の回りにも透析をされる方がいて、そういった心配も寄せられていたので、歓迎するところでもあります。

また、昭和伊南総合病院の移転新築に関しては、何よりも利用者目線で使いやすく、効果的で愛される医療拠点になるように期待し、実現するよう、そこを強調しておきたいと思います。

次に防災について質問します。

里山整備や用水路改修など、豪雨災害に備える自然災害に強いまちづくりの実現への姿勢をただします。

世界的な気候危機の下で、熱中症、コロナ感染症とともに、豪雨災害による危険が大きな課題となっています。特に昨今の想定を超えた豪雨に耐え得る里山環境や雨水を受け止める用水路などのキャパシティの見直しや整備が重要なキーワードとなっていると考えますが、豪雨災害に備える自然災害に強いまちづくり実現の姿勢について答弁を求めます。

〔10番 竹村誉君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

先人の皆さんの取組の積み重ねによって、災害に強いまちづくりは着実に進んできております。

しかし、本年6月のように、近年の豪雨は短時間に集中的に降るといった脅威を増しておりまして、さらなる対策は必要だと考えております。

市としましては、長野県が新たに公表いたしました土砂災害警戒区域や千年に一度程度の降雨であります想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域などを反映させました防災ハザードマップの改定作業を本年度は進めております。

治水・砂防事業につきましては、広域的に連携して引き続き国、県に要望していくとともに、関係機関との連携も強化してまいります。

市としましても土地改良区や水利組合の皆さんとこれまで以上に連携を深め、効果的、効率的な雨水排水対策を進め、豪雨災害に備えて安全・安心のまちづくりに努めてまいります。

市全体の排水路の見直しにつきましては、市議会9月定例会で答弁しましたとおり、関係する機関との連携も強化して対応してまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔10番 竹村誉君 起立〕

○10番（竹村 誉君） 豪雨災害に関しては、先ほども庁舎の所管を超えて連携するという市長からの答弁がありました。それが本当に大事だと思いますので、ぜひ自然災害に強いまちづくりを実現してくれるよう期待しております。

最後に安全、平和について2点の質問をいたします。

まず自衛隊への名簿提供に対する政治姿勢について質問しますが、現在、市は自衛隊への名簿提供は問題ないとして自衛隊に18歳～22歳の方の名簿を提供しております。

個人情報流出の側面とともに、世界的にもきな臭い情勢が進行している中で、当市の若者を戦争に駆り出す危険な役割を情報提供という形で自治体が担わされているという道義的な側面も私はあると思っております。そういった面では容認できない問題だと捉えていますが、2期目に向けて、まだこのような対応を続けるつもりなのか、市長の覚悟をお聞きします。

もう一つ、次に最後の質問になりますけど、日本国憲法の理念からも平和、人権が守られる市政を貫く政治姿勢について答弁を求めたいと思います。

以上、安全、平和について2点への答弁を求めます。

〔10番 竹村誉君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

まず自衛隊への名簿提供であります。

自衛隊法施行令第120条に規定されておまして、法令に沿って対応すべきだと考えております。

令和3年2月5日には、防衛省及び総務省から自衛官または自衛官候補生に関する資料提出の通知が出されています。この通知を受けまして、駒ヶ根市を含む上伊那の多くの市町村は従来の住民基本台帳の閲覧から紙媒体または電子媒体の名簿提供へ移行しております。

自衛隊に対して情報提供を望まない市民の方には、個人情報自衛隊へ提供する名簿から除外する除外申請の制度を設けております。

今後も、市民の皆様の個人情報保護を最優先に、法律を遵守し名簿提供を続けてまいります。

次に日本国憲法にあります平和や人権についてであります。

昨今の世界情勢を鑑みますと、平和を貫き人権を守ることの大切さへの思いをこれまで以上に強くしております。

駒ヶ根市では、戦争のない明るい住みよい明日の世界を願い平和都市宣言を、また一人一人の人権が尊重され心豊かに平和で明るい社会を築くことを誓い人権尊重都市宣言を、それぞれ行っております。

また、今年も中学生を含めました市民訪問団が広島平和記念式典へ参加しております。

人権につきましては、性の多様性の理解を広め、生きづらさや偏見、差別等を解消し、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、駒ヶ根市パートナーシップ宣誓制度を県内自治体で2番目に導入しております。今日までに2組の方に御利用をいただいております。

今後も平和、人権を尊重し取り組んでまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔10番 竹村誉君 起立〕

○10番（竹村 誉君） 平和、人権については強い思いがあるということで安心いたしましたけど、一方で自衛隊への名簿提供については問題がないという解釈で、相変わらずそういった認識でおられるということで、私としては大変残念で、失望しております。

先ほどの国保税の問題でも唱えましたが、国の求めに安易に追随するのではなくて、住民の命と暮らし、財産を守る上で、どこに軸足を置き地方自治の進むべき方向を判断するのか、市長はそのところを突き詰めていかなければいけないはずだと私は指摘し、強調しておきます。

次に関連した質問です。冒頭でも発言しましたが、市民からは、誰も見たことがない駒ヶ根市とはどういうことなのか、期待される構想を市長は持ち合わせているのか、市民と共につくるところは、最終的には市民にも責任の一端を負わせ、自己責任を回避した発言にも取れるが何なんだと聞かれることがあります。誰も見たことがない駒ヶ根市を市民と共につくるとした発言についての意味と市長の思い、意図するところは何なのか、答弁を求めます。

〔10番 竹村誉君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

私が4年前に就任した当時、駒ヶ根市は2つの危機に直面しておりました。

一つは世界中を襲ったコロナ禍であります。専門家ですら未知のウイルスというものにどう対応していいかわからない、そういう状況の中で手探りの状況が続いてまいりました。各市町村長との独自のネットワークや国とのやり取り等々を重ね、また市民の皆さんのボランタリー精神による様々な協力もいただき、コロナ禍を乗り越え、そして今年5月にはウイズコロナ時代を迎えることができました。

もう一つは駒ヶ根市が抱えていた財政危機であります。将来負担比率がワースト5位という状況の下、やはり市の発展には基礎体力である財政再建が最優先であると考え取り組んでまいりました。公共施設の管理、道路維持財源の取組、基金の増額、これまで駒ヶ根市が取り組めなかったことにつきまして多くのベースをつくってまいりました。その結果、将来負担比率は、今年3月、119位まで下げることができました。

財政は町の基礎体力であります。これを整えたことで次の飛躍のステージが整ったと考えております。

先日発表いたしました施策の中には、子育てやまちづくり、あるいはコロナ禍を通じて大きな課題となってきました少子化、そしてDX化、さらには自治組織の揺らぎの問題、そうした問題に取り組んでいくんだということを盛り込んでございます。あの政策発表の中に書いたことは、やりたいことではなく、やることです。全てが調整を進め実現可能な項目を並べてございます。

コロナ禍を通じまして、市民の皆さん、そして世界環境、様々な価値観が変わってまいりました。新しい時代には新しい時代にふさわしいまちづくりが必要であります。そうした未来を市民の皆さんと共につくっていく、これまでの価値観とは異なる、さらに一歩進んだまちづくりを進めていく、そうした取組を市民の皆さんと一緒にやろう、それがあそこに書かれた文章の思いであります。

未来は私たちの手にあります。一緒にこの駒ヶ根市の時代を開いていきたいと、その決意を示したものであります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔10番 竹村誉君 起立〕

○10番（竹村 誉君） 市長からは、やりたいことではなく、やることだと、もうこれまでの価値観とは違うことをやっていくんだということですが、ちょっと大変抽象的に私は受け取りました。このキャッチフレーズで関心を集めて大風呂敷を広げたが実はないと、そう捉えられるのではないかと心配しますが、今後は市長の思いが市民に説得力があって分かりやすく伝わるように期待したいと思います。

次に大きい2番目の通告です。「加齢性難聴者への補聴器補助の実現は」について質問します。

私は今まで何度も難聴者への補聴器補助の実現を質問してきましたが、市のこれまでの答弁の中では、厚労省が補聴器を用いた聴覚障がい者の認知機能低下予防の効果を検証するための研究を進めているので、その研究の結果等を踏まえる中で今後検討していきたいと、そういう国任せの自主性のない同じ答弁を繰り返してきたわけです。

しかし、補聴器によって認知症予防の効果が認められるか否かの問題は難聴が認知症の最大危険因子とされているという難聴が引き起こす健康被害の一部分に過ぎないわけです。認知症との因果関係がなければ何もしない

というものではないわけです。

そもそも聞こえのハンデは外見上は人に伝わらないので誤解も受けやすいし、おのずと自ら会話を避けたり相手も遠慮したりする、付き合いも制限される事態に陥ります。そして、精神的にも肉体的にも健康を害していくという負のスパイラルに陥るわけです。聞こえを克服することは、自由なコミュニケーション力や円滑な人間関係を取り戻すことで健康寿命の延伸が大きく期待されるわけであります。

こうした聴覚に不安を抱えて生活している人に行政が親身になって、財政面でも補装具の補助などで後押しする意義は大きいはずです。

質問です。

加齢性難聴者への補聴器補助を実施する自治体が増えております。近隣では伊那市、南箕輪村、飯島町、中川村で実現していますし、県内の自治体でも急速に拡大しています。

健康寿命を延ばす効果から当市でも実現する構えを答弁ください。

〔10番 竹村誉君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

加齢による聞こえづらさ、見えづらさなど、老化に伴う身体機能の低下は誰にも起こり得ることです。これに対応しました日常生活上の支援につきましては、効果を見極めながら検討をしていく必要があると考えます。

国において高齢者の難聴と認知機能低下との関係性について研究が行われております。認知症予防の効果が認められる場合には補聴器購入に対する全国一律の制度を創設するよう、引き続き県市長会など様々な機会を捉えて要望を行ってまいります。

市としましては、補助制度を導入している他市町村の支援の効果や加齢性難聴の情報収集、分析を行い、国の動向を踏まえ検討してまいります。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔10番 竹村誉君 起立〕

○10番（竹村 誉君） 相変わらず国や近隣市町村の効果を見ながら検討していくという変わらない答弁で、大変私は残念に思います。

国の研究結果、それが前向きな方針が出なくても、全国でも県内でも助成事業が急速に拡大してきているのは、今は高齢化が進展する中で高齢者の健康維持・増進が一層切実な課題となっておって、補装具購入補助が有効と認めているからです。

さらに、高齢者にとどまらず、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象外となっている軽度・中等度難聴の方に要件の緩和や対象者の拡大なども取り入れる中で補聴器購入費用の一部を助成するなど、こうした方々を手助けする手だてを自治体が率先して行う意義はあると考えるものです。ぜひ前向きな実現を強調しておきます。

次に3番目の「奨学金制度を実行する考えは」について質問します。

大学の初年度納入金は国立大学で81万7,800円、私立大学では平均135万7,000円にも及んでおります。4

年間の学費と家賃、生活費を考えると、卒業するまでに日本の高等教育費は莫大な費用がかかるわけです。

その一方で、奨学金は半分が有利子の利子のある貸与制が中心であるため、学生の3人に1人が平均300万円の借金を背負って社会に出ており、その総額は10兆円近くになるとも言われています。

そんな中、自治体の奨学金制度は地方企業への就職と地方定着を目的として自治体が学生の奨学金返済負担を軽くしようと補助する制度ですが、2022年度では36都道府県、615市町村が行っております。

当市でも地域定着奨学生支援事業として上伊那圏域の企業や事業所に就職した若者の奨学金などの返還経費の一部を補助しております。年々その件数も増えてきているという話です。先ほどの答弁の中にもありました。

氣賀澤議員の質問にもありましたけど、その実態の様子と拡充の考えについて答弁をお願いします。

〔10番 竹村誉君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

地域定着奨学生支援事業であります。登録者数は令和元年度から現在まで合計23人の方から登録申請がありました。うち5人の方は、その後、転出されておりますので、現在は18人の登録となっております。

本年度の申請件数は、登録されている方でもまだ返還が始まっていない方は申請対象になっておりませんので、申請件数は現在までに15件ということになります。

事業の拡充につきましては、氣賀澤議員の御質問に答弁しましたとおり、申請されている方の状況や財源の確保等を考慮しながら検討してまいりたいと考えます。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔10番 竹村誉君 起立〕

○10番（竹村 誉君） 財源の確保をしながら考えていきたいということです。

学生が社会に出てからの10兆円もの借金の返済は若い世代の生活に重くのしかかっております。

労働者福祉中央協議会による奨学金返済中の人への調査では、この返済が出産、子育てに影響している人は3割強、結婚に影響しているって言っている方が4割弱、それから日常的な食事に影響していると言っている方が4割強、それから医療機関の受診に影響していると言っている方が3割強など、奨学金返済が結婚や子育てをはじめ生活設計の重荷となって子どもの教育費が心配としている人が8割を超えるなど、将来不安を拡大させています。

未来を担う若者たちのこうした負担を少しでも軽減させるために、一定の要件の下、在学中からの給付を中心とした市独自の奨学金制度を実現させる考えはないか、答弁を求めます。

〔10番 竹村誉君 着席〕

〔市長 伊藤祐三君 起立〕

○市長（伊藤 祐三君） お答えをいたします。

大学進学に当たりましては、独立行政法人日本学生支援機構が行っている国の奨学金制度があり、貸与型に加えまして給付型の奨学金もあります。

駒ヶ根市地域定着奨学生支援事業の実施に当たりましては市独自の奨学金制度の創設について検討いたしましたけれども、こうした国の奨学金制度でほとんどの方がカバーできるということで見送った経緯がございます。

現時点では、市独自の奨学金制度を新たに設ける予定はございません。

〔市長 伊藤祐三君 着席〕

〔10番 竹村誉君 起立〕

○10番（竹村 誉君） ほかの支援制度があるかと思いますが、自治体で行う意義というのは、自治体ごとのそういった特色があって、私はそういったユニークな施策を考えていくことが必要だと思いますし、提案するべきだと私は思っております。

過日、高校生を対象とした駅頭アンケートを実施しました。小町屋駅だとか福岡駅とかでやったわけですが、幾つかのアンケート項目がある中で、回答を寄せたほぼ全ての学生の関心事は高過ぎる進学後の学費への不安でした。コメントを書いてくれた方の中には、親に学費の心配をさせるのがつらいと、そう書いた学生も多くいました。

学費の心配をすることなく学園生活を送れる手助けを子育てで全力応援をうたっている当市こそ実現することができないか、このことを強調して、私の一般質問の全てといたします。

〔10番 竹村誉君 着席〕

○議長（小原 茂幸君） これにて竹村誉議員の一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小原 茂幸君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決しました。

明12月12日は午前10時から本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

○局長（下平 和弘君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）

お疲れさまでした。

午後4時48分 延会